



金沢市公報

第2617号の2

平成21年(2009年)3月23日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
監査公表	
監査公表(第4号-第5号) (監査事務局)	1

監 査 公 表

●金沢市監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により実施した経営に係る事業の管理監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成21年3月23日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	宮	保	喜	一
金沢市監査委員	田	中		仁

第1 監査の概要

1 監査の対象事業

- (1) 病院事業
- (2) 中央卸売市場事業

2 監査の期間

平成20年5月8日から平成21年3月4日まで

3 監査を執行した監査委員

山形紘一、中島秀雄、宮保喜一、田中 仁

4 監査の範囲

平成20年度における病院事業及び中央卸売市場事業の経営に係る事業の管理(ただし、必要と認められた平成19年度以前のものを含む。)

5 監査の対象項目

(1) 病院事業

地域医療における市立病院の取組み
 経営改善基本計画の推進状況
 類似病院との比較による経営の分析
 医業収入の請求事務及び未収金の管理

(2) 中央卸売市場事業

中期経営計画の推進状況
 経営収入(市場使用料)
 経営支出(補助金等)
 一般会計からの繰入れ状況

6 監査の方法

監査にあたっては、当該事業が法令等に従って適正かつ効率的・効果的に行われているかを主眼とし、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果

病院事業及び中央卸売市場事業の経営に係る事業の管理については、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、経営に係る事業の管理状況及び改善意見は、以下のとおりである。

[病院事業]

1 市立病院の概要

金沢市立病院（以下「市立病院」という。）は、平成19年11月の金沢市立病院経営改善基本計画（以下「経営改善基本計画」という。）の策定を機に、その運営方針として、地域住民、診療所、病院、保健・介護・福祉施設、高度先端医療施設等と広範囲に連携した「地域連携型病院」をめざすこととしている。その沿革、施設、スタッフ、運営体制の状況や患者数の推移は、以下のとおりである。

(1) 沿革

市立病院の主な沿革は、次表のとおりである。

年 月	事 項
明治33年3月	金沢市伝染病隔離所を桃畠町（現在の野町3丁目）に設置 明治35年に金沢市立桜木病院と改め、茶畠町（現在の寺町4丁目）に移転
昭和3年4月	金沢市立金沢病院を野田寺町1丁目（現在の寺町1丁目）に新設 生活困窮者を対象とした内科及び外科（69病床）で発足し、後に眼科、小児科、皮膚泌尿器科を設置
23年10月	金沢市産院を下本多町に新設（50床）
25年4月	金沢市立金沢病院を金沢市民病院と改称、金沢市立桜木病院を金沢市民病院附属伝染病院に改める
30年7月	金沢市産院を金沢市民病院附属産院に改める
34年8月	金沢市民病院を金沢市立病院と改称し、平和町3丁目の現在地に移転 8診療科200床（一般病床80床、結核病床70床、伝染病床50床）
38年3月	280床に増床（一般病床124床、結核病床106床、伝染病床50床）
40年6月	伝染病床を80床に増床、12診療科310床
59年3月	金沢市立病院改築マスタープランを策定
61年11月	金沢市立病院建設工事に着工 一般病床280床、結核病床40床、伝染病床40床の計360床
63年6月	本館部分の使用開始（14診療科）
平成元年3月	隔離病舎（別館）竣工・使用開始（伝染病床40床）
6月	全館完成
10年4月	結核病床を25床に減床
11年4月	法律廃止及び制定に伴い、伝染病床を廃止し、2類感染症病床6床を設置
8月	東館竣工・使用開始（健康管理センター、透析センター、内視鏡センターなど）
14年4月	神経科精神科を設置（18診療科）、地域連携室を新設
17年4月	産科休診
12月	（財）日本医療機能評価機構より評価認定（Ver.5.0）される
18年4月	小児科休診
10月	開放病床（オープンベッド）稼働（10床） 平成19年4月：20床に、21年2月：25床にそれぞれ増床
19年9月	小児科再開
11月	金沢市立病院経営改善会議答申、金沢市立病院経営改善基本計画策定
20年4月	産科再開

上表のとおり市立病院は、明治33年設置の金沢市伝染病隔離所に起源を發し、その後、昭和3年の金沢市立金沢病院、23年の金沢市産院の新設を経て、34年にこれらを統合し金沢市立病院として現在地に移転している。こうした経緯には、伝染病予防法の制定（明治30年）、昭和初期の大不況による生活困窮者の増加、戦後の

ベビーブーム、国民病であった結核など社会的な動向があり、市立病院は公立医療機関として時代の求めに応じてその役割を担ってきている。

(2) 施設状況

市立病院の施設概要は、次表のとおりとなっている。

(平成20年9月末現在)

所在地	金沢市平和町3丁目7番3号	敷地面積	16,251.62㎡(駐車場を含む)
建物構造	鉄骨造 外壁プレキャストコンクリート板		
本館	地上6階、地下1階	延床面積	18,070㎡
東館	地上3階	延床面積	3,079㎡
別館	地上5階	延床面積	1,255㎡
病棟等	3階東、4階東、5階東、5階西、6階東、6階西、別館3階、東館2階		
許可病床数	311床(一般病床280床、結核病床25床、感染症病床6床)		
診療科等	内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔・ペインクリニック科、神経科精神科		
施設・機能	健康管理センター、内視鏡センター、透析センター、呼吸器・睡眠障害センター、メタボリックシンドロームセンター、地域連携室、入院センターなど		
指定状況	救急告示病院(昭和39年)、災害拠点病院(地域災害医療センター)(平成9年)、第二種感染症指定医療機関(平成11年)、管理型臨床研修病院(平成20年)など		
承認基準	一般病棟10対1入院基本料 結核病棟15対1入院基本料+看護配置加算		
外来診療	一部を除き午前・午後とも診療 休診日…土・日曜、祝日、年末年始		

許可病床数は311床で、その内訳は、一般病床280床、結核病床25床、感染症病床6床となっている。また、平成18年度に創設した病診連携の推進として入院患者を登録かかりつけ医と病院勤務医が共同で診察する開放病床は、すべての診療科を対象としており、20床が確保されている(21年2月に25床に増床)。

なお、病棟等の状況は、次表のとおりとなっている。

病棟等	病床数(うち開放病床)		対象区分
本館	3階東	60 (2)	一般病床
	4階東	58 (6)	
	5階東	57 (3)	
	5階西	41 (3)	
	6階	6階東	25 (-)
6階西		56 (6)	一般病床
東館	2階	8 (-)	一般病床(人間ドック)
別館	3階	6 (-)	感染症病床
計		311 (20)	

平成21年2月導入の亜急性期病床は、6階西病棟に15床設置されている。

(3) スタッフの状況及び機構・管理運営体制

スタッフの状況

市立病院のスタッフの状況は、次表のとおりとなっている。

(単位：人)

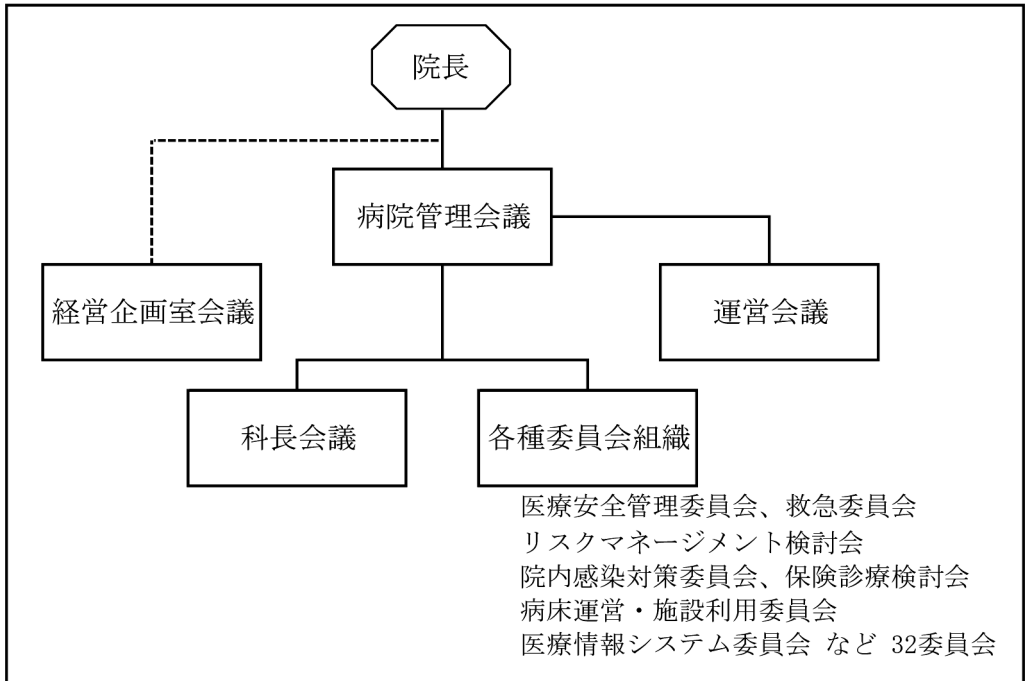
区 分		18年度	19年度	20年度	備 考	
		実績	実績	9月末実績		
医 師	内 科	内 科	3	3	3	
		神 経 内 科	1	1	1	
		呼 吸 器 科	2 (1)	2 (1)	4	
		消 化 器 科	3	3	2 (1)	
		循 環 器 科	2 (1)	4	4	
		小 計	11 (2)	13 (1)	14 (1)	
		小 児 科		1	1	
		外 科	2 (1)	3	3	
		整 形 外 科	2 (1)	2 (1)	3	
		脳 神 経 外 科	2	2	2	
		皮 膚 科	1	1	1	
		泌 尿 器 科	3	2	2	
		産 婦 人 科	1	1	1 (1)	
		眼 科	1	1	1	
		耳 鼻 咽 喉 科	1	1	1	
		放 射 線 科	1	1	1	
		麻酔・ハ°インクリック科	2	2	2	
		神 経 科 精 神 科				代診医対応
		病 理	1	1	1 (1)	
	計	28 (4)	31 (2)	33 (3)		
看 護 職 員	助 産 師	4	4	4	非常勤・臨時職員 には産育休代替を 含む。 (18年度:14人 19年度:20人)	
	看 護 師	170 (18)	172 (23)	175 (22)		
	准 看 護 師	4 (2)	3 (4)	2 (4)		
	看 護 補 助	(10)	(12)	(8)		
	計	178 (30)	179 (39)	181 (34)		
医 療 技 術 職 員	薬 剤 師	8 (4)	7 (4)	7 (3)		
	診 療 放 射 線 技 師	9	9	9		
	臨 床 検 査 技 師	11 (4)	11 (5)	11 (7)		
	臨 床 工 学 技 士	3	3	3		
	管 理 栄 養 士	3 (3)	4 (1)	4 (1)		
	理 学 療 法 士	3	4	4		
	作 業 療 法 士	1	1	1		
	言 語 聴 覚 士					
	検 査 補 助	(1)	(1)	(1)		
	薬 剤 補 助		(1)	(1)		
	計	38 (12)	39 (12)	39 (13)		
事 務 職 員	16 (5)	16 (5)	16 (6)			
技 術 職 員	1	1	1			
技 能 労 務 職 員	9 (13)	1	1			
合 計	270 (64)	267 (58)	271 (56)			

(注) () 書きは、非常勤及び臨時職員数(勤務時間等換算前の実人数)で外数である。

平成19年度末の正規職員数は267人(前年度比3人減)であり、内訳をみると、医師が31人(同比3人増)、看護職員が179人(同比1人増)、医療技術職員が39人(同比1人増)、事務職員が16人(同比同数)、技術職員が1人(同比同数)、技能労務職員1人(同比8人減)となっている。

イ 管理運営体制

市立病院の管理運営体制は、次のとおりとなっている。



区分	会長	構成メンバー	主な検討事項
病院管理会議	院長	課長級以上で院長が定める職員	病院経営に関する基本的方針及び病院の管理運営上各部門の総合調整を要する重要事項の審議 診療上の問題について協議 病院経営の基本的方針 予算・決算 組織・機構 運営会議・各研究会の報告事項 診療上の問題 など
科長会議	院長	事務局長、診療科・室等代表者、薬剤部長、看護部代表者、事務局次長など	病院経営上各科・各部門の総合調整を要する事項の審議 診療実績 病床運営と看護体制 その他経営上の総合調整 など
運営会議	院長	副院長、事務局長、医師代表者、中央診療部・薬剤部・看護部代表者、事務局次長など	病院の運営に関すること及び病院の管理運営上各部門にかかわる事項の調整連絡 病院の運営 予算の執行状況等 病院管理会議等での決定事項の連絡 など
経営企画室会議	院長	事務局長、医師代表者、看護部代表者、事務局次長など	医療情報、市立病院の診療データの収集・分析 診療プランの企画等の院内提示 機構としての位置づけはなく、職種横断的な内部機能として運営

(ア) 病院管理会議

病院管理会議では、病院経営に関する基本的方針及び病院の管理運営上各部門の総合調整を要する重要事項を審議するほか、診療上の問題について協議しており、院内の最上位の決定機関に位置づけられている。

具体的な審議・協議事項は、病院経営の基本的方針、予算・決算、組織・機構、運営会議・各研究会の報告事項、診療上の問題などであり、会議の開催日は、毎月2回、第2、第4火曜日となっている。

(イ) 科長会議

科長会議では、病院経営上各科・各部門の総合調整を要する事項を審議し決定している。

具体的な審議事項は、診療実績、病床運営と看護体制、その他経営上の総合調整などであり、会議の開催日は、毎月1回、第2木曜日となっている。

(ウ) 運営会議

運営会議は、病院の運営に関すること及び病院の管理運営上各部門にかかわる事項について調整連絡する会議であり、主に病院管理会議の決定事項の連絡や調整を行っている。会議の開催日は、毎月1回、最終木曜日となっている。

(エ) 経営企画室会議

経営企画室は、病院の将来像や診療の質の向上等について検討するマネジメント機能組織（検討結果の決定は病院管理会議で行う。）であり、また、平成19年に策定された経営改善基本計画の推進・管理の中心組織として、20年4月に設置されている。

この経営企画室での経営企画室会議は、職種横断的な内部機能として運営されており、医療情報や市立病院の診療データの収集・分析、診療プランの企画等の院内提示などを行っている。会議の開催日は、毎月2回、第1、第2火曜日となっている。

(オ) 各種委員会組織

各種委員会は、特定の項目やテーマについて審議を行うもので、医療安全管理委員会など32の委員会等が設置されており、定期又は随時に開催されている。

(4) 患者数の推移

市立病院の患者数の推移は、次表のとおりとなっている。

(単位：人)

診 療 科	18年度	19年度	20年度	備 考	
	実績	実績	9月末実績		
外 来	内 科	51,363	53,855	27,522	
	小 児 科	0	337	236	19年9月外来診療再開
	外 科	6,140	5,806	2,759	
	整 形 外 科	24,127	20,251	8,664	
	脳 神 経 外 科	5,783	5,470	2,830	
	皮 膚 科	6,327	5,889	2,928	
	泌 尿 器 科	7,964	8,212	4,187	
	産 婦 人 科	6,500	6,474	3,352	20年4月産科診療再開
	眼 科	10,741	10,516	5,225	
	耳 鼻 咽 喉 科	5,607	6,314	2,530	
	麻酔・パ°インテリク科	3,296	3,574	1,807	
	外 来 計	127,848	126,698	62,040	
入 院	内 科	49,220	58,793	30,876	
	小 児 科	0	0	0	
	外 科	9,156	9,556	4,038	
	整 形 外 科	10,037	9,870	3,850	
	脳 神 経 外 科	4,890	5,543	2,006	
	皮 膚 科	266	433	166	
	泌 尿 器 科	3,068	2,583	1,034	
	産 婦 人 科	843	1,292	548	20年4月産科診療再開
	眼 科	1,081	1,336	707	
	耳 鼻 咽 喉 科	240	105	37	
	麻酔・パ°インテリク科	407	390	213	
	入 院 計	79,208	89,901	43,475	
外来・入院合計	207,056	216,599	105,515		

年間患者数

平成19年度の患者総数は216,599人(対前年度比9,543人増)であり、18年度に比べ大きく増加している。その内訳は、外来患者が126,698人(同比1,150人減)、入院患者(感染症含む。)が89,901人(同比10,693人増)となっており、外来で減少し入院で増加している。なお、1日当たりの平均患者数は、外来患者が517.1人(同比4.7人減)、入院患者が245.6人(同比28.6人増)となっている。

診療科別患者数

平成19年度の診療科別患者数を外来患者、入院患者に区分してみると、外来では、内科の53,855人(対前年度比2,492人増)が最も多く、以下、整形外科20,251人(同比3,876人減)、眼科10,516人(同比225人減)、泌尿器科8,212人(同比248人減)の順となっており、9月から診療を再開した小児科は337人(同比皆増)となっている。

一方、入院では、内科の58,793人(同比9,573人増)が最も多く、整形外科9,870人(同比167人減)、外科9,556人(同比400人増)、脳神経外科5,543人(同比653人増)の順となっている。

2 地域医療における市立病院の取組み

金沢市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第52号。以下「病院設置条例」という。)第1条第1項では、「市民の健康保持に必要な医療を提供するため、本市に病院事業を設ける」とされており、医療政策の一端を担う自治体病院事業としては、市民の健康保持に必要な医療と自らの役割を明確にしておくことが肝要である。

そこで、地域医療の状況や課題を踏まえ医療政策の方針を定めた石川県医療計画(平成19年度見直し策定、20年4月発表、計画期間：平成19～24年度)と本市病院事業の取組状況を調べ、次いで、多数の医療機関が立地する本市にあって本事業が地域の医療にいかに関与しているか診療圏内の状況を調べたところ、以下のとおりであった。

(1) 石川県医療計画と市立病院の取組み

県医療計画においては、安全で良質な医療を受けることができる地域社会の構築をめざし、医療供給体制の整備を重点課題に位置づけ、その具体策として、医療機関相互の機能分担と連携、疾病対策別等の医療連携体制の充実、子どもの医療体制の充実、救急医療対策の充実、災害医療対策の充実などを図ることとしている。

また、同計画においては、地域の医療需要に応じて包括的に医療を提供するために、日常生活圏域等から一般の医療需要に対応する二次医療圏を設定し、病床数等の医療資源の適正な配置を図ることとしている。

石川県医療計画における基準病床数と市立病院の病床数

本市は、県医療計画において二次医療圏である石川中央医療圏に位置づけられており、同計画が望ましい病床数の水準として定めた基準病床数と既存病床数(平成20年3月末日現在)の状況は次表のとおりであり、一般病床数等が基準を超え充足した地域となっている。

(単位：床)

病床の種類別	区域	基準病床数	既存病床数 (うち金沢市立病院)	
療養病床及び 一般病床	石川中央	8,401	9,855	(280)
結核病床	県全域	62	142	(25)
感染症病床	県全域	18	18	(6)

医療機関相互の機能分担と連携

県医療計画では、「急性期から回復期を経て自宅に戻るまで、患者が一貫した治療方針のもとに切れ目のない医療を受けることができるよう、がんや脳卒中などの疾病ごとに、地域の実情に応じた医療連携体制を構築し、良質かつ適切な医療を提供する必要がある」とし、また、「地域の医療機関相互の機能分担と連携を推進する観点から、地域医療支援病院の整備を図る必要がある」としている。

市立病院にあっても、こうした考えのもとに、患者の紹介や逆紹介の窓口となる地域連携室(スタッフは医師、看護師、事務職員の7人)を設けるとともに、地域のかかりつけ医が利用できる開放病床20床(平成21年2月から25床に増床)を設け、高度医療機器の共同利用を進めるなど、医療機関相互の連携を図っているところである。

主な疾病対策別の医療連携体制の充実

【がん】

県医療計画では、死亡原因の第1位を占めるがんの対策を重要課題に位置づけ、がんに対する医療機能を明確化しつつ医療連携体制の充実などを図ることとしている。

がんの診療に当たっては、手術療法、放射線療法、化学療法など、様々な治療法の組合せによる集学的治療を実施することが必要なことから、医療体制としては、一般的ながん診療（一般的な診断・治療に必要な検査、手術療法又は化学療法など）を行う病院・診療所のほか、専門ながん診療（専門的な検査・診断と集学的治療の実施など）を行うがん診療連携拠点病院などの専門病院がそれぞれ機能を分担し連携しながら医療を行うこととしている。

そして、石川中央医療圏に位置する病院のうち、金沢大学附属病院、石川県立中央病院、国立病院機構金沢医療センター及び金沢医科大学病院ががん診療連携拠点病院となっており、また、終末期がん患者の生活の質を高めつつ入院治療を実施する緩和ケア病棟は、石川県済生会金沢病院に整備（28床）されている。

こうした状況のもと、市立病院にあっては、放射線療法を行う施設がないこともあって、一般的ながん診療を実施しているところである。

【急性心筋梗塞】

石川県では、虚血性心疾患の受療率（人口10万人に対する患者数）は、平成17年に入院で35（全国16）、外来で74（同58）と比較的高い状況であり、平均在院日数は25.5日とやや長い状況である。また、急性心筋梗塞における死亡は心疾患の約3割を占め、県内の死亡の約5%を占めている。

そのため、県医療計画では、急性心筋梗塞の予防、急性期、回復期など病期ごとに医療機能を明確化しつつ医療連携体制の充実などを図ることとしている。

発症の予防にあっては、急性心筋梗塞の危険因子が高血圧、脂質異常症、糖尿病、メタボリックシンドロームなどであることから、それらの基礎疾患・危険因子の管理と本人への教育・啓発を診療所等が担い、発症後は、早期に適切な治療を受けるとともに、急性期から回復期などに至るまで、質の高い医療を効率的に切れ目なく提供できるよう、救急医療、回復期リハビリテーションなど専門的な病院が連携し医療を行うこととしている。

こうした状況のもと、市立病院にあっては、発症予防に関する医療を充実するため、健康管理センターを設け総合健康診断（いわゆる人間ドック）を実施するとともに、石川中央医療圏では希少な呼吸器・睡眠障害センターのほか20年度からメタボリックシンドロームセンターを設けるなど、医療スタッフの連携により総合的な診療を行っている。

また、急性期の急性心筋梗塞に対する救急医療として、専門的で質の高い内科的治療を実施している。しかし、冠動脈バイパス移植術等の外科的治療は、専門医や人工心肺装置などの診療体制が整っておらず、実施されていない。

（参考） 市内で外科的治療が可能な急性期専門病院（24時間体制）

金沢大学附属病院、金沢医療センター、石川県立中央病院、金沢循環器病院

なお、急性期治療と併せて、残存心機能を温存して、生活の質を改善し、予後を維持する心臓リハビリテーションを19年度から実施している。

【脳卒中】

石川県では、脳血管疾患の受療率は、平成17年に入院で258（全国183）と比較的高い状況であり、平均在院日数は218.4日と長い状況である。また、脳血管疾患による死亡は死亡全体の12%を占め、死因の第3位となっている。そのため、県医療計画では、脳卒中の予防、急性期、回復期と病期ごとに医療機能を明確化しつつ医療連携体制の充実などを図ることとしている。

発症の予防は、脳卒中の危険因子が高血圧や糖尿病、脂質異常症などであることから、それらの基礎疾患・危険因子の管理と本人への教育・啓発を診療所等が担い、発症後は、早期に適切な治療を受けるとともに、急性期から回復期、維持期にいたるまで、質の高い医療を効率的に切れ目なく提供できるよう、救急医療、回復期リハビリテーションなど専門的な病院が連携し医療を行うこととしている。

こうした状況のもと、市立病院にあっては、発症予防に関する医療サービスのほか、急性期の救急医療として、脳卒中の専門的診療（外科的治療・内科的治療）の24時間体制（オンコール）を整え実施すると

もに、脳血管に詰まった血の塊を溶かす新しい血栓溶解薬（t P A）による治療の体制を整え実施している。

（参考） 市内で外科的治療が可能な急性期専門病院（24時間体制）

金沢大学附属病院、金沢医療センター、石川県立中央病院、金沢市立病院、
金沢社会保険病院、浅ノ川総合病院

【感染症（結核を含む。）】

感染症の発生予防、早期発見・治療、感染拡大防止は、住民の健康を守るばかりでなく、社会の危機管理としても欠くことのできない公共性の高い医療であり、近年は新しい感染症への対応も急務となっている。こうした折、生物テロの未然防止や結核対策の見直しのため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）が改正され、感染症分類が見直されるとともに、結核は、平成19年4月1日から2類感染症として位置づけられたところである。

県医療計画においては、感染症分類ごとに医療機関等が連携して取り組むこととしている。

こうした状況のもと、市立病院にあっては、石川中央医療圏における唯一の第二種感染症指定医療機関として、また、結核病床（25床）を有する病院として、他の医療機関等と連携しながら感染症医療に大きな役割を果たしている。

子どもの医療体制の充実

県医療計画では、子どもの医療体制の充実として、周産期（妊娠満28週～生後満7日未満）医療及び小児医療の対策を進めることとしている。

【周産期医療】

平成18年における石川県の新生児死亡率（出生者千人当たりの新生児死亡者数）は1.1（全国1.3）と全国より低い、周産期死亡率は5.1（同4.7）と全国よりやや高い。一方、産科は、他の診療科に比べ、休日・夜間の診療が多いことや医療訴訟率が高いことなどから、産科医をめざす医師が減少傾向にあり、産科医の不足や地域偏在が生じている。

（参考）出生者千人当たりの医師数の状況（各年12月末現在）

（単位：人）

区 分	平成 18 年	平成 8 年
石川県	10.4	9.2
うち石川中央	11.5	8.3
全 国	9.2	9.3

（ 厚生省：医師・歯科医師・薬剤師調査）

そのため、県医療計画では、周産期の医療機能を明確化しつつ医療連携体制の充実などを図ることとしている。すなわち、正常分娩等（日常生活・保健指導、新生児の医療相談を含む。）については産科又は産婦人科を標榜する病院又は診療所が担い、高度な診療を要するリスクの高い分娩については総合周産期母子医療センター（石川県立中央病院）及びこれに準じた施設（金沢大学附属病院、金沢医療センター、金沢医科大学病院）が、それぞれ他の医療機関と連携しながら医療を行うこととしている。

こうした状況のもと、市立病院にあっては、医師不足により近年休診していた産科を20年度から必要な医師を確保のうえ再開し、正常分娩のほか合併症や帝王切開術等の医療を実施しているほか、助産師外来で妊婦等の相談を行っている。

【小児医療】

小児科は、他の診療科に比べ治療や処置に人手がかかり、激務であることなどから、小児科医をめざす医師が減少傾向にあり、小児科医の不足や地域偏在が生じている。

（参考）小児1万人当たりの医師数の状況（各年12月末現在）

（単位：人）

区 分	平成 18 年	平成 8 年
石川県	10.3	9.8
うち石川中央	12.6	12.9
全 国	8.8	7.0

（ 厚生省：医師・歯科医師・薬剤師調査）

そのため、県医療計画では、病期ごとに、日常的な一般小児医療は小児科を標榜する地域の診療所・病院が、入院治療を要するなど一般の小児医療機関では対応が困難な専門小児医療は小児科専門医療を実施する地域の病院が、地域の小児専門病院で対応が困難な24時間対応の高度専門入院小児医療は金沢大学附属病院のほか金沢医科大学病院、石川県立中央病院、金沢医療センターが、それぞれ他の医療機関と連携しながら医療を行うこととしている。

こうした状況のもと、市立病院にあっては、医師不足により近年休診していた小児科を平成19年9月から医師1名を確保のうえ再開しているが、休日夜間の救急医療体制である病院群輪番制には参加しておらず、主に一般小児医療を実施している。

救急医療対策の充実

適切な救急医療を提供するためには、傷病者の症状の程度に応じて、救急医療体制を初期救急、入院救急である二次救急、救命救急である三次救急に区分し、各段階における医療機関等がそれぞれ機能を分担し、相互に連携を図り、救急医療体制を形成する必要がある。

そのため、県医療計画では、初期救急医療は休日・夜間急患センター（石川中央医療圏は金沢総合健康センター夜間急病診療所）及び在宅当番医制等参加施設（医科、歯科、薬局）が、入院救急医療は救急告示医療機関が、重篤な患者の救命救急医療は常時受け入れ可能な救命救急センター等（石川中央医療圏では金沢大学附属病院、金沢医科大学病院、石川県立中央病院）が、それぞれ他の医療機関等と連携しつつ必要な医療を行うこととしている。

こうした状況のもと、市立病院にあっては、救急告示医療機関として二次救急医療を担うとともに、休日及び夜間に地域の病院が交替で診療にあたる病院群輪番制に参加し、救急医療を実施している。加えて、院内組織として救急室を設け、毎日、医師（内科系、外科系各1名）のほか、看護師や放射線技師、臨床検査技師などが、交替制又は当直制、オンコール制により、時間外の急患対応を行っている。

災害医療対策の充実

地震等の災害発生時には、家屋の倒壊や火災等により多数の患者が発生し、さらにライフラインの機能停止による診療機能の低下が予想されるところであり、県医療計画では、災害医療の医療機能を明確化しつつ医療機関等が連携して対応することとしている。

そのための災害医療体制として、救護所、避難所等において健康管理を実施する機能は地域の病院・診療所や行政機関が、DMAT（大規模災害時における救命率向上のため、災害時の初期（48時間以内）に迅速な救護活動及び被災地外での根治的治療が必要な患者の迅速な搬出等を行う機動性を持った医療チーム）等医療従事者を派遣する機能はDMATを整備している医療機関が、災害拠点病院としての機能は災害拠点病院が、それぞれ連携しつつ必要な医療を行うこととしている。

こうした状況のもと、市立病院にあっては、石川中央医療圏の災害拠点病院に位置づけられており、応急用資機材や緊急用の医薬品等を確保するとともに、医療従事者の研修・訓練の充実等に努めている。

（参考） 石川中央医療圏の災害拠点病院等の状況

災害拠点病院：石川県立中央病院、金沢医療センター、金沢赤十字病院、
金沢市立病院

DMAT整備病院等：石川県立中央病院、金沢医療センター、金沢大学附属病院、
金沢医科大学病院、金沢赤十字病院

医療従事者の育成研修

石川県内の医師数は、全国でも高い水準にあるが、平成16年度から始まった新しい医師臨床研修制度の導入の影響によるへき地における医師不足や、小児科、産科など特定診療科における医師不足が問題となっている。看護職員にあっては、全国に比較して高い水準にあるが、医療の高度・専門化、人口の高齢化の進展などにより、その需要が増加している。

そこで、県医療計画では、医師や看護職員の養成・研修など保健・医療従事者の確保と資質の向上を図るため、医療機関の連携・機能分担を進めることとしている。

こうした状況のもと、市立病院にあっては、20年9月に管理型臨床研修病院の指定を受けたことから、21年4月より初期臨床研修医を受け入れ、公立羽咋病院等と連携し地域医療を担える医師、大学と連携した「研究マインド」をもった臨床医の育成をめざすこととしている。

（参考） 石川県内の臨床研修病院（平成19年現在；10病院）

金沢大学附属病院、金沢医科大学病院、石川県立中央病院、金沢医療センター、
小松市民病院、公立松任石川中央病院、浅ノ川総合病院、城北病院、
公立能登総合病院、恵寿総合病院

また、看護職員等の養成に資するべく、従来より看護学校等の実習生を受け入れているところである。

その他市立病院における主な地域医療活動

県医療計画では特記されていないが、市立病院においては、人口の高齢化に伴って増加している腎不全患者がより快適な日常生活を送ることができるよう市内では希少な透析センター（透析装置台数21台）を設け障害者の自立を支援する医療を実施しているほか、がんによる疼痛など慢性的な痛みのある患者のために高度の専門技術が必要なペインクリニックなど、住民や患者ニーズに合った特殊な外来医療を実施している。

なお、患者が地域において急性期から回復期、維持期まで切れ目のない医療を受けることができるよう、平成21年2月に亜急性期病床を15床新設している。この亜急性期病床の新設は、これまで急性期医療の提供をめざしてきた運営方針を地域の医療ニーズに合致させようとするものであり、事業経営戦略に影響するものと思料される。

(2) 市立病院の診療圏の状況

市立病院は市内東南部の平和町に立地しており、特定の感染症等特殊なものを除く一般的な医療の提供は、この地域を中心とした医療需要に応えることが期待されていると推察される。

そこで、市立病院が当該地域の医療需要にいかに関与しているかを調べるため、来院患者の地域分布や医療需要に対し市立病院が寄与している度合いなど診療圏の状況がどのようになっているかを市立病院事務局から聴取したところ、診療圏の調査・分析を行っていないので不明であるとのことであった。

3 経営改善基本計画の推進状況

病院事業においては、「金沢市立病院経営改善会議」（以下「経営改善会議」という。）からの答申をもとに、市民の生命と健康を守るため、収益性・経営効率の向上や医療の質の改善を図る経営改善基本計画を平成19年11月に策定（計画期間平成19～23年度、21年度見直し予定）しており、目下、この計画に沿って経営改善を進めているので、この内容と推進状況を調べたところ、以下のとおりであった。

(1) 経営改善基本計画の推進及び点検・評価の体制

経営改善基本計画を推進するため、院内推進組織として経営企画室（平成20年4月設置）を設け、職員一丸となって目標の実現に取り組むとともに、内部評価委員会（21年1月設置）及び識者等による外部評価委員会（21年2月設置）において計画の進行状況を定期的に評価・検証することとしている。

(2) 経営改善基本計画の内容と推進状況

経営改善基本計画においては、収益確保のために、医療の質の向上のために、支出管理のために、マネジメント強化のために、職員の確保・育成のために、公益性・公共性確保のために、を計画の柱として目標値等を掲げたアクションプランを設け、鋭意推進することとしている。

計画の期間は5年間で、平成19年度から21年度までを前期、22年度から23年度までを後期とし、アクションプランごとに目標達成時期を前期又は後期に設定しているため、以下、計画の柱ごとにアクションプランの推進状況を述べる。

収益確保のために

ア 地域連携機能の充実

地域連携機能充実の状況は、次表のとおりとなっている。

アクションプラン	単位	計画策定前 (18年度末)	19年度末 実績	現在の状況 (20年9月末)	目標値等	達成 時期
・紹介率の向上	%	37.7	47.1	53.9	50	後期
・逆紹介率の向上	%	22.3	23.4	23.8	30	〃
・一般病床利用率の向上 ()	%	74.6	84.6	83.5	90	〃
・登録医への定期訪問		未実施	年2回実施	1回実施	実施	前期
・講習会、研修会の共同開催		実施	実施	実施	実施	〃
・オープンベッド登録医数の拡充	人	107	107	112	150	後期
・オープンベッド稼働率の向上	%	設置	48.2	56.3	80	〃

() 一般病床利用率は、人間ドック8床を除いた数値である。

< 紹介率 >

紹介率については、平成20年9月末現在53.9%となっており、すでに目標値である50%を達成しているが、引き続き紹介率の向上に努めている。

< 病床利用率 >

一般病床利用率については、20年9月末現在83.5%となっており、18年度末より高くなっている。

< 地域連携の協働活動 >

地域連携による協働活動については、協働活動検討会を設置し、病院勤務医と登録医の共同研究やオープンクリニカルカンファレンス、登録医の診療所における病院勤務医のメタボリックシンドローム等の出張講座のほか患者相談などを行っている。

< オープンベッド（開放病床）稼働率 >

登録かかりつけ医と病院勤務医が共同で患者の診療を行うオープンベッド（開放病床）の稼働率は、地域連携活動の推進により増加している。

イ 各種指導実施の拡充

各種指導実施の拡充の状況は、次表のとおりとなっている。

アクションプラン	単位	計画策定前 (18年度末)	19年度末 実績	現在の状況 (20年9月末)	目標値等	達成 時期
・入院患者への服薬指導件数	件	1,408	1,845	1,396	5,500	前期
・院外処方せん実施率	%	10.6	47.8	79.9	80	"
・後発医薬品の適用率（購入額）	%	2.4	2.3	3.5	20	後期
・入院患者への栄養管理実施件数	件	4,371	62,789	35,462	90,000	前期

< 服薬指導件数 >

服薬指導については、病院薬剤師が入院患者に対し行っており、指導件数は増えているものの、目標値には大きな開きがある。

< 院外処方せん実施率 >

院外処方せん実施率については、平成20年9月末で79.9%とほぼ目標値を達しており、順調に医薬分業が進んでいるといえる。

< 後発医薬品の適用率 >

後発医薬品の適用率については、依然低い状況である。

ウ 高度医療機器及び各種検査機能の活用の推進

高度医療機器等の活用推進の状況は、次表のとおりとなっている。

アクションプラン	単位	計画策定前 (18年度末)	19年度末 実績	現在の状況 (20年9月末)	目標値等	達成 時期
・CT検査件数（1）	件	7,829	8,827	4,553	9,600	後期
・MRI検査件数（2）	件	2,988	2,988	1,457	3,300	"
・心臓カテーテル検査件数	件	218	217	121	400	"
・PTCA（経皮的冠動脈形成術）検査件数	件	74	78	29	100	"
・頸動脈エコー検査件数	件	未実施	104	86	240	"

(1) CTとは、X線を使用して身体を断層的に撮影する装置である。

(2) MRIとは、磁気を使用して身体の断面や血管を画像として捉える装置である。

< CT検査及びMRI検査の件数 >

CT検査件数については、ほぼ目標値に達しているが、MRI検査件数については、計画策定前から横ばい状態であり目標値には開きがある。

< 循環器系疾患の検査及び頸動脈エコー検査の件数 >

循環器系疾患の心臓カテーテル検査とPTCA検査の件数、頸動脈エコー検査件数については、目標値には大きな開きがある。

エ 適正な診療内容、診療単価の実現

診療単価等の状況は、次表のとおりとなっている。

アクションプラン	単 位	計画策定前 (18年度末)	19年度末 実績	現在の状況 (20年9月末)	目標値等	達成 時期
・手術件数	件	1,246	1,304	622	1,400	後期
・入院単価	円	31,832	31,241	32,296	34,000	〃
・外来単価	円	13,888	12,221	10,475	10,800	前期

<入院及び外来単価>

入院単価は上昇傾向にあるが、外来単価は院外処方せん実施率が増加したことにより減少している。

オ 新たな診療報酬加算項目の取得を推進

新たな診療報酬加算項目の取得状況は、次表のとおりとなっている。

アクションプラン	計画策定前 (18年度末)	19年度末 実績	現在の状況 (20年9月末)	目標値等	達成 時期
・画像診断管理加算2の適用		検討	達成	達成	前期
・無菌製剤処理加算の適用		達成	達成	達成	〃
・病理診断料の適用		検討	達成	達成	〃
・医療安全対策加算の適用		検討	達成	達成	〃
・医療機器安全管理料の適用		検討	達成	達成	〃
・輸血管理料の適用		検討	達成	達成	〃
・その他、加算項目の適用導入など		検討	順次達成	実施	〃

平成19年度に検討した上記の加算項目の取得については、ほぼ達成している。

医療の質の向上のために

ア 診療の質の向上

少子化対策、救急体制の充実の状況は、次表のとおりとなっている。

アクションプラン	計画策定前 (18年度末)	19年度末 実績	現在の状況 (20年9月末)	目標値等	達成 時期
・小児科再開、医師の複数配置等		実施	実施	達成	後期
・産科再開、医師の配置等		検討	達成	達成	〃
・救急体制の充実(内科、小児科)		検討	検討	達成	〃

<小児科、産科診療再開>

平成18年4月より休診していた小児科については、医師を1名確保し19年9月に外来診療を再開したが、医師の複数配置はまだ行われていない。

産科については、17年4月より休診していたが、医師を1名確保し20年4月に診療を再開している。

<救急体制の充実>

小児救急の充実が検討課題となっており、小児科では20年10月から治療を継続している患者の救急診療を行っている。

内科の救急体制については、循環器系の救急患者の受入れ体制を強化している。

イ メタボリックシンドロームセンターの開設

メタボリックシンドロームセンターの開設状況は、次表のとおりとなっている。

アクションプラン	計画策定前 (18年度末)	19年度末 実績	現在の状況 (20年9月末)	目標値等	達成 時期
・医師の配置		検討	実施	達成	後期
・施設、機材の整備等		検討	達成	達成	〃
・開設、機能充実		検討	達成	達成	〃

平成20年4月にメタボリックシンドロームセンターを開設し、平日の午前には医師による外来診療を、月曜から木曜の午後に看護師による生活習慣改善アドバイスや管理栄養士による栄養指導などを行っている。

ただし、医師の数についてはまだ目標を達成していない。

ウ 消化器センターの開設

消化器センターについては、センター開設に向けて準備している。

エ 呼吸器・睡眠障害センターの開設

呼吸器・睡眠障害センターの開設状況は、次表のとおりとなっている。

アクションプラン	計画策定前 (18年度末)	19年度末 実績	現在の状況 (20年9月末)	目標値等	達成 時期
・医師の配置		交渉	達成	達成	後期
・検査技師の配置		検討	達成	達成	〃
・施設、機材の整備等		検討	実施	達成	〃

呼吸器・睡眠障害センターについては、呼吸器科医師1名体制で睡眠時無呼吸症候群の診療を行っている。

オ 専門外来の拡充

専門外来の拡充の状況は、次表のとおりとなっている。

アクションプラン	計画策定前 (18年度末)	19年度末 実績	現在の状況 (20年9月末)	目標値等	達成 時期
・設置数の拡大	実施(5科)	実施(5科)	達成(7科)	達成(6科)	後期

専門外来については、従来の更年期外来、もの忘れ・めまい外来、腎機能改善外来、心臓リハビリ外来などに加えて、平成20年6月に助産師外来が設置され、現在7科となっている。

カ 透析部門の拡充

透析部門の拡充の状況は、次表のとおりとなっている。

アクションプラン	単 位	計画策定前 (18年度末)	19年度末 実績	現在の状況 (20年9月末)	目標値等	達成 時期
・透析患者数(延べ人数)	人	10,082	9,876	5,144	10,900	後期

透析患者数は、平成20年度に目標値に達する見込みである。

キ 人間ドックの内容、体系再編

人間ドックの状況は、次表のとおりとなっている。

アクションプラン	単 位	計画策定前 (18年度末)	19年度末 実績	現在の状況 (20年9月末)	目標値等	達成 時期
・人間ドック件数	件	1,186	945	506	900	後期
・脳ドック件数	件	196	128	76	180	〃
・料金単価の見直し			検討	達成	達成	〃
・メニュー新設等			検討	検討	達成	〃

人間ドックについては、平成20年4月に料金を引き下げ、受診者の増加を図っている。

ク クリニカルパス(入院診療計画書)の充実・活用の推進

クリニカルパス(1)の充実等は、次表のとおりとなっている。

アクションプラン	計画策定前 (18年度末)	19年度末 実績	現在の状況 (20年9月末)	目標値等	達成 時期
・パスの見直し		検討	検討	実施	前期
・地域連携パスの導入実施(2)		検討	検討	実施	〃
・平均在院日数の適正化	17.34日	20.48日	19.34日	17日以内	〃

(1) クリニカルパスとは、入院中に行う標準的な検査、手術、リハビリ、処置などの医療行為をスケジュール表にしたものである。

(2) 地域連携パスとは、医療機関同士で一定のルールを決めるクリニカルパスである。

<クリニカルパスの見直し>

クリニカルパスについては、診療科ごとに実施項目や診療手順の見直しを行っている段階である。

<平均在院日数の適正化>

平均在院日数については、平成20年9月末現在で19.34日と19年度末に比べ減少しているものの、まだ目標値には開きがある。

ケ 院内情報システムの導入、稼働による医療機能のアップ

院内情報システムの導入等の状況は、次表のとおりとなっている。

アクションプラン	計画策定前 (18年度末)	19年度末 実績	現在の状況 (20年9月末)	目標値等	達成 時期
・電子カルテ、電子レセプト導入		検討	開発	達成	後期
・DPC導入()		検討	申請	達成	"
・収支分析等の実施		検討	検討	達成	"
・診療情報管理士の育成		検討	実施	達成	"
・診療情報管理士の採用		検討	交渉	達成	"

() DPC(診療報酬包括制度)とは、疾病分類に基づく診断群分類ごとに決められた1日当たりの定額点数を基本に医療費を計算する方法である。

<電子カルテ及び電子レセプトの導入>

電子カルテ及び電子レセプトについては、平成21年度中の本稼働をめざし計画を進めている。

<DPCの導入>

DPCについては、22年度の導入に向けて準備を進めている。

<診療情報管理士の育成及び採用>

診療記録や診療情報の適正管理・活用を行う診療情報管理士については、2名を育成中である。

コ 患者、利用者サービスの向上

患者、利用者サービスの状況については、外来患者が多い内科の診察室に順番待ち表示を整備したほか、患者への利便を図るために入院センターを設置している。

サ 外来診療受付時間の弾力的運用の検討

小児科及び耳鼻咽喉科の外来診療時間については、平成20年12月より午後の診療時間を午後5時までに変更している。

支出管理のために

ア コスト削減の推進等

コスト削減の推進等の状況は、次表のとおりとなっている。

アクションプラン	計画策定前 (18年度末)	19年度末 実績	現在の状況 (20年9月末)	目標値等	達成 時期
・SPD委託の導入()		準備	検討	達成	後期
・医薬品、診療材料の品目数削減			検討	実施	前期
・診療材料比率の適正管理			検討	実施	"
・コスト削減活動の実施、継続		検討	検討	実施	"

() SPDとは、診療材料・医薬品など日常的に購入する物品の購買・供給・搬送等を一元管理するシステムである。

<SPD委託の導入>

SPD委託については、平成21年1月から導入しており、診療材料の適正管理と材料費の削減に努めている。

イ 委託化の推進

委託化の推進の状況は、次表のとおりとなっている。

アクションプラン	計画策定前 (18年度末)	19年度末 実績	現在の状況 (20年9月末)	目標値等	達成 時期
・給食調理業務委託		達成	達成	達成	前期
・その他、委託化推進による効率化		検討	実施	実施	〃

< 給食調理業務 >

給食調理業務については、平成19年9月から業務委託を行い、給食の安定供給を図っている。マネジメントの強化のために経営機能の強化の状況は、次表のとおりとなっている。

アクションプラン	計画策定前 (18年度末)	19年度末 実績	現在の状況 (20年9月末)	目標値等	達成 時期
・「経営企画室」の設置		準備	設置	達成	前期
・マネジメント担当職員の配置			検討	達成	〃
・院内執行体制再編		検討	実施	実施	〃
・運営諮問会議の設置、開催			検討	実施	〃

< 「経営企画室」の設置 >

平成20年4月に各種委員会を再編し、マネジメント組織として「経営企画室」を設置している。この経営企画室は、既述のとおり経営改善基本計画の推進管理の中心的な役割を担っている。経営企画室では、月2回の経営企画室会議において、院長を中心に新しい取組みの分析や職員の資質向上を進める(TQM)活動等を推進している。

職員の確保・育成のために

ア 7対1看護の導入

急性期医療の機能充実に欠かせない7対1看護体制については、計画では平成21年度末までに導入となっているが、現在のところ検討中である。

(注) 7対1看護体制とは、18年度診療報酬改定で急性期等の入院で手厚い看護を必要とする場合に新設された入院基本料に関する看護基準で、患者7人に対して看護職員1人を配置するもの(従来は10対1看護体制が上限)。なお、この7対1看護基準による入院基本料の診療報酬点数は1,555点とされ、10対1看護基準による入院基本料の1,300点より約20%高いものとなっている。

イ 病院経営の実態に沿った人材確保等

医療スタッフの採用については、看護師は、既に国家資格を有していることから、教養試験を廃止し、募集期間・年齢要件は病院の実態に沿った基準により行っている。また、診療情報管理士、検査技師についても同様の基準で採用している。

なお、一般行政部門と切り離れた医療現場の必要性に応じた人員定数管理は、現状では実現されていない。

ウ キャリアアップ制度の確立

キャリアアップの取組状況は、次表のとおりとなっている。

アクションプラン	計画策定前 (18年度末)	19年度末 実績	現在の状況 (20年9月末)	目標値等	達成 時期
・認定看護管理者育成(1st)	7人保有	12人保有	1人育成中	順次育成	
・認定看護管理者育成(2nd)	1人保有	2人保有	1人育成中	順次育成	
・認定看護管理者育成(3rd)		1人育成	1人保有	順次育成	
・認定看護師育成		1人育成	1人保有	順次育成	
・細胞診検査技師数	1人保有	1人保有	1人保有	2人保有	前期
・その他関連資格者等育成		検討	検討	順次育成	

工 医師を養成する体制の構築

臨床研修医の受入れについては、本院が主体となり臨床研修を実施することができる管理型臨床研修病院の指定を平成20年9月に受けている。

公益性・公共性の確保のために

公益性・公共性の高い医療の実施を堅持するための取組状況は、次表のとおりとなっている。

アクションプラン	計画策定前 (18年度末)	19年度末 実績	現在の状況 (20年9月末)	目標値等	達成 時期
・新たな繰入基準等の整備	検討	検討	実施(小児科)	実施	
・部門別コスト管理の実施	検討	検討	検討	実施	後期

< 新たな繰入基準等の整備 >

一般会計からの繰入基準については、平成20年度に小児医療に係る独自基準を設けている。

以上、経営改善基本計画の推進状況については、院長のリーダーシップの下、職員が一致協力して取り組んでいるところであり、平均在院日数の適正化など一部に遅れがみられるものの、おおむね順調であると認められる。

(3) 人材育成体制(人材の確保と育成)

病院事業は、診断治療施設や高度医療機械を必要とする資本集約型事業であると同時に、大勢の専門スタッフを要する労働集約型事業である。

今日、医師の不足や偏在が社会問題となっているが、病院事業においては医師以外のコメディカルスタッフや事務スタッフの確保・育成も大切なところである。

そのため、市立病院では、経営改善基本計画の策定を機に金沢市立病院研修方針を見直し、平成20年度は「病院運営を見据えた有資格者の育成」と「次世代管理者の育成」を重点に掲げ、認定看護師や細胞検査士などの資格取得者の養成や認定看護管理者の育成に力を注いでいる。

そこで、病院事業が支援することで職員が取得した専門資格等を調べたところ、次表のとおりであった。

(単位：人)

職 種	資格の名称	資格の内容	認証団体の名称等	資格等 取得者数
看 護 師	認定看護管理者	管理者として優れた資質を持ち、創造的に組織を発展させることができる能力を有すると認められた者	日本看護協会	1
	認定看護師	ある特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践のできる者		1
	消化器内視鏡技師	医学基礎知識と内視鏡の専門知識と技術を備え、かつ積極的に消化器内視鏡業務に従事する者	日本消化器内視鏡学会	7
	透析技術認定士	透析業務に関する専門家	透析療法合同専門委員会	14
	呼吸療法認定士	呼吸療法に習熟し、呼吸管理を行う者	日本呼吸器学会	5
	糖尿病療養指導士	糖尿病とその療養指導全般に関する正しい知識を有し、医師の指示の下で患者に熟練した療養指導を行うことのできる医療従事者	日本糖尿病療養指導士認定機構	5
	診療情報管理士	診療録及び診療情報を管理し、構築されたデータから必要な情報を抽出・加工・分析できる者	日本病院会	3

診療放射線技師	マンモグラフィ 認定技師	マンモグラフィの撮影技術及び精度管理 能力を有する者	マンモグラフィ検診 精度管理中央委員会	2
	放射線取扱主任	放射性同位元素等による放射線障害の防 止に関する法律に基づく国家資格	文部科学省	2
臨床検査技師	糖尿病療養指導士	糖尿病とその療養指導全般に関する正し い知識を有し、医師の指示の下で患者に 熟練した療養指導を行うことのできる医 療従事者	日本糖尿病療養指導 士認定機構	1
	認定睡眠検査技師	睡眠医療についての幅広い知識と診療能 力を有するとともに、睡眠ポリグラフ検 査等の睡眠医療に必要な検査を実施し、 睡眠ポリグラフ記録を判読する能力を有 する者	日本睡眠学会	1
臨床工学技士	透析技術認定士	透析業務に関する専門家	透析療法合同専門委 員会	1
薬 剤 師	糖尿病療養指導士	糖尿病とその療養指導全般に関する正し い知識を有し、医師の指示の下で患者に 熟練した療養指導を行うことのできる医 療従事者	日本糖尿病療養指導 士認定機構	1
管理栄養士	糖尿病療養指導士	糖尿病とその療養指導全般に関する正し い知識を有し、医師の指示の下で患者に 熟練した療養指導を行うことのできる医 療従事者	日本糖尿病療養指導 士認定機構	1
	NST専門療法士	栄養管理の側面から主治医のサポートを 行う	日本静脈経腸栄養学 会	2

(注) 20年11月末の資格取得状況であり、採用時に既に取得している資格等については記載していない。

以上のように、市立病院事業における人材育成は、緒に就いたばかりであり、特色のある病院として医療サービスの質を高めていくためには、こうした人材育成に特段の工夫を凝らし、職員のモチベーションを確保することが肝要である。

(4) 経営の状況（収支計画と実績）と一般会計の費用負担（繰入）

患者数等の計画と実績

患者数等の計画と実績の推移は、次表のとおりとなっている。

区 分		単 位	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
患者 数	外 来	計 画	125,664	125,120	125,463	125,463	125,463	125,463
		実 績	127,848	126,698	125,228			
	入 院	計 画	79,170	88,500	92,154	100,788	102,836	103,000
		実 績	79,208	89,901	92,098			
	計	計 画	204,834	213,620	217,617	226,251	228,299	228,463
		実 績	207,056	216,599	217,326			

診 療 単 価	外 来	計 画	円	16,361	12,500	10,800	10,800	10,800	10,800
		実 績		13,888	12,221	10,475			
入 院	計 画	円	32,992	32,000	32,500	33,000	33,500	34,000	
	実 績		31,832	31,241	32,296				
一般病床利用率	計 画	%	72.0	71.8	87.0	88.0	90.0	90.0	
	実 績		74.6	84.6	83.5				

(注) 20年度の患者数の実績は予算数値、診療単価及び一般病床利用率は20年9月末現在の実績である。

< 患者数 >

患者数については、平成18年度及び19年度の計画と実績を比べると、外来、入院とも実績は計画を上回っているが、20年度については、実績(予算数値)が計画を下回っている。

なお、20年度以降の計画上の患者数については、外来では増減はなく、入院では開放病床などの利用により増加を見込んでいるが、診療科ごとの患者数は設定されていない。

< 診療単価 >

診療単価については、19年度及び20年度の計画と実績を比べると、ほぼ計画どおりであり、外来では院外処方せんの推進により低下し、入院では上昇傾向にある。

この診療単価の計画についても、診療科ごとの内訳は設定されていない。

< 一般病床利用率 >

一般病床利用率については、19年度からの経営改善基本計画策定と並行して地域連携機能の強化に取り組んだことにより、19年度から実績値が上がっているものの、計画後期の目標値である90%にはなお開きがある。

収支計画と実績

収益勘定の収支に係る計画と実績の推移は、次表のとおりとなっている。

(単位：百万円)

区 分	18年度			19年度			20年度			
	計画	実績	差異	計画	実績	差異	計画	予算	差異	
収 益 的 収 入	1. 医業収益	4,908	4,505	403	4,604	4,560	44	4,561	4,586	25
	(1)入院収益	2,612	2,521	91	2,832	2,809	23	2,995	2,933	62
	(2)外来収益	2,056	1,776	280	1,564	1,548	16	1,355	1,442	87
	(3)その他	240	208	32	208	203	5	211	211	0
	2. 医業外収益	552	518	34	529	512	17	531	516	15
	(1)他会計補助金	517	468	49	491	471	20	492	476	16
	(2)その他	35	50	15	38	41	3	39	40	1
収 入 計	5,460	5,023	437	5,133	5,072	61	5,092	5,102	10	
収 益 的 支 出	1. 医業費用	5,318	4,942	376	5,017	4,828	189	4,862	4,815	47
	(1)職員給与費	2,469	2,445	24	2,468	2,410	58	2,470	2,491	21
	(2)材料費	1,878	1,629	249	1,539	1,406	133	1,290	1,277	13
	(3)経費	727	636	91	806	791	15	891	819	72
	(4)研究研修費	19	15	4	19	17	2	19	17	2
	(5)減価償却費	203	191	12	185	182	3	192	189	3
	(6)繰延勘定償却	22	26	4		22	22		22	22
	2. 医業外費用	123	221	98	156	214	58	140	221	81

	(1)支払利息	110	103	7	102	101	1	101	101	0
	(2)その他	13	118	105	54	113	59	39	120	81
	支 出 計	5,441	5,163	278	5,173	5,042	131	5,002	5,036	34
	経 常 損 益	19	140	159	40	30	70	90	66	24
特 別 損 益		0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益 (又は純損失)		19	140	159	40	30	70	90	66	24
繰越利益剰余金又は累積欠損金		1,226	1,388	162	1,428	1,358	70	1,338	1,292	46

(注) 18年度計画は、17年度当初予算時の数値である。

- 平成18年度及び19年度の計画と実績を比べると、収入、支出ともに実績が計画を下回っている。一方、収支の差引きは、18年度は計画に比べ収入の減少が支出の減少を上回ったため、純損失を生じたが、19年度は、計画に比べ収入が減少したものの支出の減少がこれを上回ったため、純利益を計上している。
- 19年度の収支が改善した要因は、内科を中心に入院患者が増え入院収益が増加する一方、院外投薬の普及に伴い薬品費が減少したことによるものである。
- この結果、19年度は、計画では4,000万円の純損失であったが、実績では3,000万円の純利益となり、19年度末の累積欠損金は13億5,800万円と減少している。

このように、収支計画は順調な滑り出しをみているが、前記のとおり、収入計画の基礎となる診療科ごとの内訳がなく、支出計画にあっても収入計画との関係等の詳細な内訳がないところから、経営管理を行う上で実績をどのように評価し、目標達成に向けて具体的にどのように実践していくべきか、その判断が難しいものとなっている。

一般会計の費用負担（繰入）状況

ア 総務省の基準

地方公営企業は、経営に伴う収入をもって、その経費に充てる独立採算制が原則であるが、性質上その収入をもって充てることが適当でない経費や性質上効率的な経営を行ってもその収入のみをもって充てることが困難な経費については、一般会計が負担することとされている。

また、総務省の公立病院改革プランにおいては、不採算であっても地域医療確保の観点から公立病院が担うべき医療機能については、各自治体が明確な基準の下に必要な経費負担を行うことが期待されている。

総務省の平成19年度の病院事業に対する一般会計の繰出しに関する運用基準について、本市が繰り出している主な項目を記載すると、次のとおりとなっている。

(ア) 救急医療の確保に要する経費

a 趣旨

救急医療の確保に要する経費について、一般会計が負担するための経費

b 繰出しの基準

- 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条の規定により告示された救急病院における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額とする。
- 災害拠点病院整備事業実施要綱に基づく災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設の整備に要する経費に相当する額とする。
- 災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う診療用具、診療材料及び薬品等の備蓄に要する経費に相当する額とする。

(イ) 保健衛生行政事務に要する経費

a 趣旨

集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費について、一般会計が負担するための経費

b 繰出しの基準

集団検診、医療相談等に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

(ウ) 結核病院の運営に要する経費

a 趣旨

結核病院の運営に要する経費について、一般会計が負担するための経費

b 繰出しの基準

結核病院の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

(エ) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費（経営基盤強化対策に要する経費）

a 趣旨

医師及び看護師等の研究研修に要する経費の一部について繰り出すための経費

b 繰出しの基準

医師及び看護師等の研究研修に要する経費の2分の1とする。

(オ) 病院事業の経営研修に要する経費（経営基盤強化対策に要する経費）

a 趣旨

病院事業の経営研修に要する経費の一部について繰り出すための経費

b 繰出しの基準

病院事業の経営研修に要する経費の2分の1とする。

(カ) 病院の建設改良に要する経費

a 趣旨

病院の建設改良費について一般会計が負担するための経費

b 繰出しの基準

病院の建設改良費及び企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額（建設改良費及び企業債元利償還金等の2分の1（ただし、平成14年度までに着手した事業に係る企業債元利償還金等にあつては3分の2）を基準とする。）とする。

(参考)

小児医療に要する経費

a 趣旨

小児医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費

b 繰出しの基準

小児医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

(注) 本市ではこの総務省基準によらず、20年度から独自基準により繰り出している。

イ 本市における繰入れの状況

そこで、病院事業の損益勘定において、一般会計からの繰入れが適切になされているかを、総務省の基準を参考としながら平成19年度の実績をもとに調べたところ、次のとおりであった。

(ア) 繰入れの状況

平成19年度の収益勘定に係る繰入状況と繰入基準（一般会計の繰出基準）をみると、次表のとおりとなっている。

(単位：千円)

区 分	繰 入 状 況			繰 入 基 準	
	総務省基準	独自基準	計		
補 助 金	救急医療体制確保対策分	139,124		139,124	医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費
	保健衛生行政経費	23,916		23,916	公衆衛生活動等に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるもの
	結核病床運営不採算分	123,225		123,225	結核病院の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるもの

高度医療の負担経費				高度な医療及び特殊な医療の実施に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるもの
医師及び看護師等の研究研修経費	8,884		8,884	医師及び看護師等の研究研修に要する経費の1/2
病院事業の経営研修経費	219		219	病院事業の経営研修に要する経費の1/2
共済追加費用の負担経費	44,099		44,099	地方公務員等共済組合法と現数との差額の追加費用
職員の基礎年金拠出金に係る公的負担経費	35,366		35,366	病院事業の職員に係る基礎年金に係る公的負担
企業債利息	65,803		65,803	病院の建設改良費及び企業債利子償還金のうち経営に伴う収入をもって充てることができないと認められる額(建設改良費の1/2、企業債利子償還金の2/3)
高度医療機器購入による病院負担増分		1,702	1,702	高度医療機器をリースから購入に切り替えたことに伴う病院の負担増分(企業債利子償還金の1/3)
感染症病棟運営収支不足分		28,497	28,497	別館(感染症病床)の企業債利子償還金の1/3及び運営に係る不採算額
子育て支援に要する費用		333	333	子育て支援に要する費用(「ばばままきっずくらぶ」分)
計	440,636	30,532	471,168	

(注) 独自基準とは、本市独自のルールに基づき一般会計から繰り入れているものである。

繰入れの総額は4億7,116万8千円となっており、おおむね総務省の基準や合理的な基準に則して繰入れが行われている。

その内訳をみると、総務省基準によるものは、救急医療体制の確保対策分、結核病床運営不採算分、企業債利息など8項目で合計4億4,063万6千円となっている。

一方、総務省の基準以外で本市独自の基準によるものは、感染症病棟運営収支不足分、高度医療機器購入による病院負担増分など3項目で合計3,053万2千円となっている。

これらのうち、保健衛生行政経費に対する繰入れは、市立病院では総務省基準によるものとしているが、その内容は1日人間ドック及び脳ドックの実施に係る収支不足分やソーシャルワーカーの人件費であり、このような取組みが今日、民間を含め多くの医療機関で実施されていることから、繰り入れる必要性が薄れているものと思料される。

また、平成20年度からは小児科診療に要する経費として、本市独自の基準により医師及び看護師の人件費の一部を繰り入れているが、小児救急医療の輪番制に不参加で主に一般小児外来診療を実施している状況にあっては、繰り入れる理由に乏しく検討が望まれるところである。

(イ) 繰入金金の会計処理

収益勘定に係る繰入金金の会計経理については、すべて一般会計からの補助金として医業外収益に計上されているが、このうち、救急医療体制の確保対策分や結核病床運営不採算分については地方公営企業法(昭和27年法律第292号)等からすれば医業収益又は医業外収益の一般会計負担金とすべきものである。

このような医業外収益の補助金とする会計経理は、医業収支が不足したので一般会計から単に赤字補てんを受けているとみられ決算が経営実態を正しく反映せず、また、他の自治体病院と比較して経営状況を判断する場合にあっては医業収支比率が低くなるため経営状況が悪いとされるので、予算措置を含め経理方法を見直すことが望まれる。

4 類似病院との比較による経営の分析

病院設置条例第3条第1項では、「病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない」とされている。

そこで、本事業の経営が効率的かつ経済的なものとなっているかを調べるため、全国の類似病院と事業実績を比較するとともに、本事業における近年のその推移をみたところ、以下のとおりであった。

なお、その結果については、各病院の立地条件や経営環境が異なるため安易な断定はできないものの、本市病院事業の効率性や経済性について、おおよその長所、短所と近年の推移がうかがえるものと思料する。

< 比較対象とした類似病院 >

(社)全国自治体病院協議会では全国公私病院連盟と共同して、合理的な病院経営を推進するため、毎年6月分の経営状況をもとに「病院運営実態分析調査」を行っており、本章では、この調査結果から類似病院と市立病院の実態を比較し経営分析を行うこととした。

なお、比較の対象とした類似病院は、病床数300～399床の一般病院であり、これらの病院の開設者の状況は次表のとおりである。

区分	全国における病床数300～399床の一般病院					
	総 数	内 訳				
		県立等	市町村立	他の公立	公益法人	医療法人等
18年6月	198	26	70	57	15	30
19年6月	200	24	70	61	13	32

(1) 経営状況の比較と分析

総収益の状況

病床100床当たりの総収益の状況を類似病院と比較すると、次表のとおりとなっている。なお、類似病院には病院の開設者が自治体以外の病院が含まれているので、比較に際しては自治体病院特有の他会計からの負担金・補助金を除いている。

(単位：千円)

区分	18年6月			19年6月			20年6月
	市立病院	類似病院	差引	市立病院	類似病院	差引	市立病院
医業収益	121,110	133,654	12,544	125,062	136,086	11,024	112,385
入院収入	64,514	87,762	23,248	77,144	89,008	11,864	73,824
室料差額	1,873	1,791	82	2,230	1,783	447	2,005
外来収入	50,434	40,324	10,110	42,739	41,714	1,025	34,389
公衆衛生活動収入	1,697	1,115	582	1,954	1,139	815	1,408
医業相談収入	2,207	1,582	625	1,117	1,593	476	919
その他医業収入	385	1,080	695	122	849	971	160
医業外収入	764	2,143	1,379	1,204	2,549	1,345	957
特別利益		418	418		689	689	
計	121,874	136,215	14,341	126,266	139,324	13,058	113,342

(注) その他医業収入には診療報酬の査定による減額が含まれるので、数値がマイナスとなる場合がある。

市立病院の総収益の状況は、類似病院に比べると入院収入が低く、外来収入が高い傾向となっている。

一方、市立病院の平成20年6月と19年6月の比較では、入院収入及び外来収入ともに減少している。

ア 入院収入の分析

市立病院の入院収入が低い原因を探るため、病床利用率及び患者1人1日当たりの入院収入等を類似病院と比較すると、次表のとおりとなっている。

区分	単 位	18年6月			19年6月			20年6月
		市立病院	類似病院	差引	市立病院	類似病院	差引	市立病院
病床利用率	%	64.58	76.74	12.16	81.67	74.22	7.45	76.50
患者1人1日当たりの入院収入	円	33,301	36,121	2,820	31,485	37,783	6,298	32,169
平均在院日数	日	19.33	18.13	1.20	23.84	17.47	6.37	23.94

類似病院と比べると、平成19年6月では、前年度より平均在院日数が延長し病床利用率は高くなったものの、患者1人1日当たりの入院収入は低い状況が続いており、1か月の入院収入では類似病院より低い状況が続いている。

一方、市立病院の20年6月と19年6月の比較では、患者1人1日当たり入院収入及び平均在院日数には変動はないものの、病床利用率が低下している。

イ 外来収入の分析

一方、市立病院の外来収入が高い原因を探るため、1日当たり外来患者数、外来患者に占める新来患者の割合及び患者1人1日当たり外来収入を類似病院と比較すると、次表のとおりとなっている。

区分	単位	18年6月			19年6月			20年6月
		市立病院	類似病院	差引	市立病院	類似病院	差引	市立病院
1日当たり外来患者数	人	364	479	115	361	453	92	339
うち新来患者	人	31	58	27	39	54	15	29
新来患者割合	%	8.5	12.1	3.6	10.8	11.9	1.1	8.6
1人1日当たり外来収入	円	14,369	9,367	5,002	12,257	10,236	2,021	10,514
うち投薬料	円	5,252	1,650	3,602	3,126	1,927	1,199	1,155
手術・処置料	円	2,304	541	1,763	2,300	667	1,633	2,262
その他	円	6,813	7,176	363	6,831	7,642	811	7,097

(注) 外来患者数及び新来患者数については、病床数の調整を行っていないものである。

市立病院の1日当たり外来患者数及び外来患者に占める新来患者の割合は、類似病院と比べると低い状況にある。しかし、患者1人1日当たり外来収入は、減少傾向ではあるが類似病院より高い状況となっている。

この市立病院の患者1人1日当たり外来収入が類似病院と比べ高い原因としては、投薬料収入が高いことや腎透析の実施による手術・処置料が高いことなどが推察される。

一方、市立病院の平成20年6月と19年6月の比較では、投薬料収入が大きく減少していることから患者1人1日当たり外来収入が低下している。

総費用の状況

100床当たりの総費用の状況を類似病院と比較すると、次表のとおりとなっている。

(単位：千円)

区分	18年6月			19年6月			20年6月
	市立病院	類似病院	差引	市立病院	類似病院	差引	市立病院
医業費用	135,854	144,252	8,398	129,012	148,998	19,986	119,739
給与費	65,705	73,992	8,287	65,036	76,918	11,882	66,009
常勤職員給	39,932	46,106	6,174	40,566	47,680	7,114	41,655
非常勤職員給	2,707	3,988	1,281	2,272	4,470	2,198	2,973
臨時給与(賞与等)	11,006	12,229	1,223	11,006	12,430	1,424	11,006
退職給付費用	4,054	3,172	882	3,327	3,262	65	2,723
法定福利費	8,006	8,497	491	7,865	9,076	1,211	7,652
材料費	47,253	37,586	9,667	41,409	37,855	3,554	26,403
薬品費	32,957	22,362	10,595	27,983	22,792	5,191	18,008
診療材料費	12,757	13,725	968	11,743	13,613	1,870	8,107
食事材料費	1,507	913	594	1,683	910	773	288
医療消耗備品費	32	586	554		540	540	
経費	17,169	21,969	4,800	17,141	23,297	6,156	21,765
うち委託料	8,018	10,773	2,755	7,981	11,241	3,260	11,307
減価償却費	5,204	8,850	3,646	4,914	8,860	3,946	5,064
資産減耗費	60	340	280	4	445	441	24
研究研修費	463	525	62	508	629	121	474

役員報酬費		990	990		994	994	
医業外費用	4,022	3,780	242	3,861	3,858	3	3,728
うち支払利息	2,870	2,665	205	2,837	2,592	245	2,710
看護師養成費		200	200		265	265	
特別損失		407	407		715	715	
計	139,876	148,439	8,563	132,873	153,571	20,698	123,467

(注) 表中の臨時給与(賞与等)及び退職給付費用は、年間の発生額を12月で除して算定している。

市立病院の総費用の状況は、類似病院と比べると、給与費が低く、材料費が高い傾向となっている。

一方、市立病院の平成20年6月と19年6月の比較では、薬品費等の材料費が大きく減少したことにより費用総額が減少している。

ア 給与水準の状況

そこで、給与費が低い原因を探るため、職種ごとに職員1人当たりの平均給与月額を類似病院と比較すると、次表のとおりとなる。

【常勤職員の給与月額】

(単位：千円)

区分	18年6月			19年6月			20年6月
	市立病院	類似病院	差引	市立病院	類似病院	差引	市立病院
医師	1,042	1,011	31	1,045	1,045	0	1,050
看護師	370	350	20	381	352	29	402
准看護師	454	365	89	458	361	97	501
看護業務補助	143	205	62	129	210	81	145
薬剤師	474	399	75	498	393	105	481
他の医療技術職員	374	356	18	388	356	32	394
事務職員	483	346	137	447	340	107	517
他の技能労務職員	335	267	68	290	273	17	241
常勤職員全体	444	417	27	454	421	33	489

(注) 給与月額には賞与を含まない。

【非常勤職員の給与月額】

(単位：千円)

区分	18年6月			19年6月			20年6月
	市立病院	類似病院	差引	市立病院	類似病院	差引	市立病院
医師	877	1,266	389	894	1,164	270	861
看護師	270	242	28	254	241	13	296
准看護師	202	208	6	194	222	28	233
看護業務補助	133	166	33	149	160	11	177
薬剤師	257	319	62	248	319	71	247
他の医療技術職員	217	235	18	237	232	5	221
事務職員	224	177	47	222	173	49	251
他の技能労務職員	169	171	2	204	171	33	
非常勤職員全体	303	385	82	269	366	97	286

市立病院の職員給与月額は、非常勤職員では類似病院より低いものの、常勤職員では概して類似病院の水準よりも高い状況となっている。

一方、市立病院の平成20年6月と19年6月の比較では、年齢構成の上昇もあって漸増傾向がみられる。

イ 職員1人当たりの業務量の状況

次に、部門別職員1人1日当たりの業務量等を類似病院と比較すると、次表のとおりとなる。

区分	単位	18年6月			19年6月			20年6月
		市立病院	類似病院	差引	市立病院	類似病院	差引	市立病院
診療部門								
医師(1人1日に対する)								
入院患者数	人	6.3	6.7	0.4	7.9	6.4	1.5	6.8
外来患者数	人	11.4	12.0	0.6	11.3	11.3	0.0	9.7
診療収入	千円	372	351	21	388	352	36	322
うち入院収入	千円	209	238	29	250	236	14	220
外来収入	千円	163	113	50	138	116	22	102
病棟看護要員(1人1日に対する)								
入院患者数	人	1.6	1.6	0.0	1.9	1.5	0.4	1.8
外来看護要員(1人1日に対する)								
外来患者数	人	8.1	12.5	4.4	9.2	11.6	2.4	7.0
手術看護要員(1人1日に対する)								
手術件数	件	0.6	0.4	0.2	0.6	0.4	0.2	0.4
中央材料看護要員(1人1日に対する)								
手術件数	件	5.0	2.0	3.0	5.4	2.6	2.8	4.4
薬剤部門								
薬剤師(1人1日に対する:入院服薬指導は1人1か月当たりの件数)								
院内処方せん数	件	29	19	10	23	18	5	12
院外処方せん数	件	1	17	16	10	15	5	18
入院服薬指導件数	件	9.9	34.3	24.4	16.2	35.0	18.8	23.4
臨床検査部門								
臨床検査技師(1人1日に対する)								
検査件数	件	201	151	50	212	144	68	225
検査収入	円	100,140	77,883	22,257	110,846	76,083	34,763	110,816
放射線部門								
放射線技師(1人1日に対する)								
画像診断収入	円	100,678	84,211	16,467	112,507	82,765	29,742	103,737
給食部門								
給食部門職員(1人1日に対する:給食業務を全部委託している病院を除く)								
食事数	食	26.1	35.3	9.2	33.2	34.9	1.7	
事務部門								
事務職員(1人1日に対する)								
入院患者数	人	10.6	8.2	2.4	13.4	7.7	5.7	12.1
外来患者数	人	19.2	14.6	4.6	19.0	13.3	5.7	17.2

(注) 看護要員とは、看護師、准看護師、看護補助者をいう。

上記の比較表では、市立病院職員の業務量、診療収入は平成19年6月においては、多くの部門で類似病院よりも高い水準となっており、病棟看護要員、手術・中央材料看護要員、臨床検査部門、放射線部門、事務部門で職員1人当たりの業務量又は診療収入が類似病院に比べ20%以上高くなっている。

一方、市立病院の20年6月と19年6月を比較すると、医師1人1日当たり患者数及び診療収入が減少し、薬剤部門では、院外処方せんの件数及び服薬指導件数が増加している。

ウ 労働生産性等の状況

さらに、医師、看護要員、医療技術員、事務職員及び全職員の労働生産性、労働分配率、労働装備率及び資本生産性の状況を見ると、下表のとおりとなっている。なお、それぞれの数値は、次のとおり算定した。

- ・基本データ：各年6月の1か月分
- ・付加価値額：収益合計 - (費用合計 - 給与費 - 賃借料 - 租税公課 - 減価償却費 - 支払利息)
- ・労働生産性：付加価値額 ÷ 職員数
職員1人当たりが生み出す付加価値額を示す指標である
- ・労働分配率：給与費 ÷ 付加価値額
付加価値額に対する人件費の割合を示すもので、比率は小さいほど良好
- ・労働装備率：土地を除く有形固定資産額 ÷ 職員数
職員1人当たりの有形固定資産の使用割合を示すもので、数値が高いほど設備の水準が高く労働生産性が向上するとされる
- ・資本生産性：(付加価値額 × 12月) ÷ 土地を除く有形固定資産額
有形固定資産が一定期間に生み出す付加価値の効率を示す指標

区分	単位	18年6月			19年6月			20年6月	
		市立病院	類似病院	差引	市立病院	類似病院	差引	市立病院	
労働生産性	全職員	千円	582	634	52	695	622	73	686
	医師	千円	5,601	5,451	150	6,610	5,332	1,278	5,860
	看護要員	千円	925	1,061	136	1,099	1,041	58	1,044
	医療技術職員	千円	4,027	4,282	255	4,874	4,105	769	4,645
	事務職員	千円	8,742	6,711	2,031	10,318	6,612	3,706	9,574
労働分配率	%	114.0	96.4	17.6	95.6	98.7	3.1	100.7	
労働装備率	千円	19,757	13,611	6,146	20,213	13,223	6,990	20,700	
資本生産性	%	35.4	56.2	20.8	41.3	56.5	15.2	39.8	

市立病院と類似病院を比べると、労働生産性は平成18年6月には類似病院を下回っていたが、19年6月は類似病院を上回る状況となっている。

また、病院の施設設備状況の水準を示す労働装備率は類似病院よりも高いが、付加価値額と施設設備の状況を示す資本生産性が類似病院よりも低くなっている。

一方、市立病院の20年6月と19年6月の比較では、労働生産性が若干低下している。

収支等の状況

100床当たりの収支等の状況を類似病院と比べると、次表のとおりとなっている。

(単位：千円、%)

区分	18年6月			19年6月			20年6月
	市立病院	類似病院	差引	市立病院	類似病院	差引	市立病院
総収益 - 総費用	18,003	12,224	5,779	6,608	14,247	7,639	10,125
総費用 ÷ 総収益	114.8	109.0	5.8	105.2	110.2	5.0	108.9
医業収益 - 医業費用	14,746	10,598	4,148	3,950	12,912	8,962	7,354
医業費用 ÷ 医業収益	112.2	107.9	4.3	103.2	109.5	6.3	106.5

この調査結果では、市立病院の収支は費用が収益を上回っているものの、平成19年6月では前年同期よりも改善がみられ類似病院に比べ良好な水準となっている。

一方、市立病院の20年6月と19年6月の比較では、数値が悪化しており、収益が費用を下回る状況が続いている。

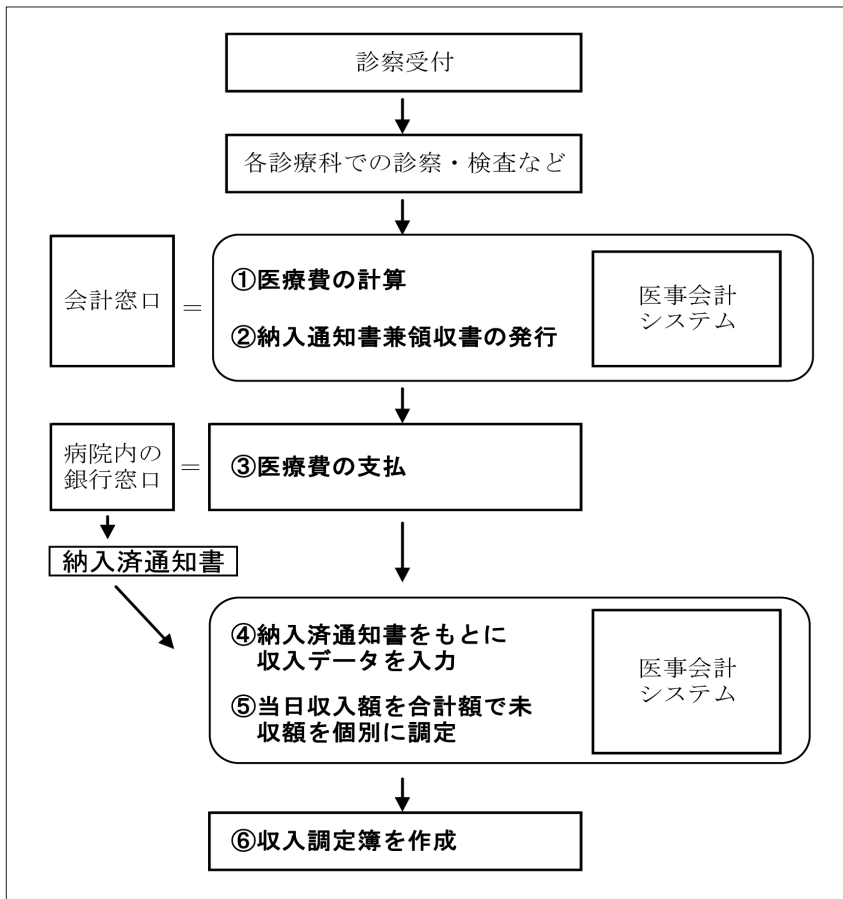
5 医業収入の請求事務及び未収金の管理

病院事業収入の根幹である医業収入の請求事務及び未収金の管理事務が適正に行われているかを調べたところ、以下のとおりであった。

なお、医業収入の請求は、患者が受診した際に病院で支払う医療費の一部負担金（一般的には医療費の3割）と、患者が加入する健康保険（保険者）が負担する診療報酬とに大きく分けられるので、それぞれの状況について記述する。

(1) 患者が病院で支払う医療費の収入及び調定の流れ

医業収入のうち、患者が病院で支払う医療費の収入及び調定の流れは、次のとおりとなっている。



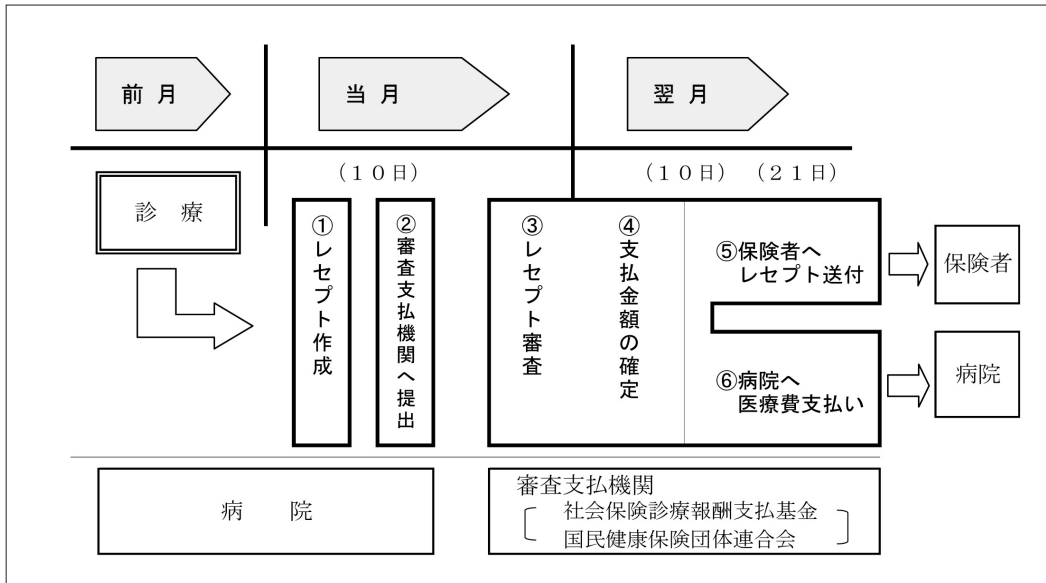
病院の各診療科で診察や治療を終えた患者は、会計窓口での医療費の計算を経て病院内の銀行窓口で医療費を支払う。病院では、当日収入となった医療費と納入済通知書の合計額が一致することを確認した後、収入データを医事会計システムに入力している。この医事会計システムで医療費の調定と収入管理を行っており、治療の当日に収入となった額を合計額で、また、当日に支払いがなく収入入力になされなかった額を未収分として患者ごとに調定し、収入分と未収分を併せて毎日収入調定簿を作成し決裁に回している。

なお、金沢市で財務管理に使用している財務会計システムでは、調定や収入の管理は行っていない。

(2) 診療報酬請求の流れ等

診療報酬請求の流れ

病院が各保険者に対し行う診療報酬の請求及び収入の流れは、次のとおりとなっている。



病院では、治療を行った際に患者が支払う一部負担金を除く額（一般的には治療費の7割）を患者が加入する保険者に請求するため、患者ごとに病名や治療内容を記載した診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）を作成する。

診療報酬の請求は、月初めに前月に治療した患者のレセプトを作成後、治療に要した費用を集計した額で、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会などの審査支払機関に対し行われる。

審査支払機関では、病院から提出されたレセプト内容の審査を行った後、各保険者へレセプトを送付し、病院に対して請求の翌月21日頃に治療費の支払いを行っている。

ただし、審査支払機関の審査で、治療内容や請求内容の適否判断が困難なものや記載内容が不備な請求については、病院に対しレセプトの返戻や請求額を減額する査定が行われる。

レセプトの返戻及び査定管理の状況

ア 返戻レセプトの管理

レセプト記載の不備などのため審査支払機関から返戻されたレセプトについては、病院への治療費の支払いが行われないので、市立病院では、事務局医事室で返戻レセプトの一覧表を作成し、担当医師にレセプト内容を確認した後、記載内容の不備な部分の訂正を行い、翌月の請求に併せ再度医療費の請求を行っている。

平成19年度に返戻されたレセプトは582件となっており、病院では返戻レセプトの一覧表により再請求漏れとならないように管理し、その全件について再度の請求を行っている。しかし、レセプトの返戻事由を分析するなど再発防止対策は特段行われていない。

イ 審査支払機関による請求医療費査定への対応

審査支払機関は、レセプトに記載された治療内容が妥当でない（保険適用外の診療）と判断したものは、病院に対しその治療に係る費用を減額して支払い、査定の内容と金額を通知している。

市立病院では、事務局医事室が査定の内容を、院内で毎月開催している保険診療検討会へ資料として提出しており、検討会では、査定の報告と併せて審査機関へ再審査請求を行うかどうかを検討するとともに、査定による減額を減らすために啓発するなどの対策を行っている。

(3) 未収金の管理の状況

収入状況

ア 現年分

現年分の収入状況は、次表のとおりとなっている。

(平成20年9月末現在)

項 目	調定額 (A)	収入済額 (B)	収納率(B)/(A)
	円	円	%
入院収益	1,418,480,502	960,885,455	67.7
外来収益	651,978,443	472,194,374	72.4
計	2,070,458,945	1,433,079,829	69.2

社会保険等診療報酬請求に係る医療費の収入がシステム上診療月(調定月)の2か月後となるため、収納率は、入院収益では67.7%、外来収益では72.4%となっている。

イ 過年度分

過年度分の収入状況は、次表のとおりとなっている。

(平成20年9月末現在)

項 目	年 度	繰越調定額 (A)	収入済額 (B)	収入未済額		収納率 (B)/(A)
				件数	金額 (A)-(B)	
		円	円	件	円	%
入院収益	19年度	439,612,823	433,124,683	214	6,488,140	98.5
	18年度以前	17,139,581	451,190	288	16,688,391	2.6
外来収益	19年度	197,335,589	195,412,009	402	1,923,580	99.0
	18年度以前	5,023,020	182,140	1,072	4,840,880	3.6
計		659,111,013	629,170,022	1,976	29,940,991	95.5

過年度分の収入状況を見ると、平成19年度分の繰越調定額及び収入済額には、18年度末2か月分の社会保険等診療報酬請求分を含んでいるので収納率が高くなっているが、18年度以前の未収金については、回収が進んでいない状況である。

なお、過年度分の未収金は、すべて患者が支払う医療費の一部負担金であり、入院外来分を合計すると約3,000万円となっている。

未収金の管理及び徴収体制

未収金は、医事会計システムで電算管理しており、年4回(6月、9月、11月、2月)未納のお知らせ文書と納付書を未納者あて送付し、電話による催告を年1回(11月~12月)行い徴収に努めている。しかし、督促状については、金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)第59条第1項で納期限後20日以内に発行しなければならないと規定されているが未発行となっている。なお、未納者との対応内容は、経過録に記録している。

また、未収金のうち回収ができず納期限から5年間経過したものについては、年度末に不納欠損処分している。

なお、未収金徴収についての取扱いマニュアルは作成されておらず、支払命令など少額訴訟等の検討なども行われていない。

6 まとめ(改善意見)

病院事業は、病院設置条例の趣旨に則り、「市民の健康保持に必要な医療の提供」に努め、「常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進する」ことが求められている。

そのため、目下、医療・保健・福祉機関・高度先進医療機関等と連携した地域連携型病院をめざし、経営改善会議の提言をもとに策定した経営改善基本計画に沿って改革・改善に鋭意努めており、その進捗は総じて順調であると認められる。

今後とも、この歩みを止めることなく、以下の事項に配慮しながら、適切な事業運営を行われるよう希望する。

(1) 中長期的な経営改善計画の策定に向けて

現行の経営改善基本計画は、経営改善会議の第一段階の提言をもとにした経営改善を図る短期的な計画であり、今後、市内での市立病院の役割を踏まえながら診療科の縮小・改編などを含めた第二段階の中長期的な経営改善が必要とされている。

こうした中長期的な経営改善策を議論するためには、診療圏分析等の地域医療情報のほか診療科ごとの効率性や採算性などの病院運営管理情報の収集・整理分析が不可欠となるので、可及的速やかにこの準備に取りか

からりたい。

(2) 人材の確保・育成について

金沢市立病院憲章に掲げている「最新の医学水準に基づく診療」や「親切で心のこもった医療サービス」を行い、また、「適正で効率的な病院運営」を実践するためには、スタッフの確保・育成やモラルの高揚が極めて重要である。

折しも管理型臨床研修病院として臨床研修を実施することでもあり、診療スタッフが研究マインドを高め最新の医療水準に基づく診療を率先垂範できるよう、研究・研修活動を一層推進されたい。

また、適正で効率的な病院運営を支える事務スタッフの強化・育成についても、特段の配慮をされたい。

(3) 財務管理の適正化について

未収債権管理の適正化

未収となっている本人負担分の診療費について、負担の公平性の観点から、督促状の発行や催告等の事務処理を適正に行うとともに、少額支払命令などの法的手段なども検討するなど、徴収体制を強化されたい。

併せて、当該債権は私法上のものであることが最高裁判決で示されたことから、消滅時効の取扱いなど債権管理のあり方を見直されたい。

一般会計繰入金の適正化

一般会計からの繰入金については、地方公営企業法等における経費負担の原則を基本とし適切な運用に努められたい。

なお、医業外収益の補助金として処理されている救急医療や結核医療に係る繰入金については、地方公営企業法等に則り医業収益又は医業外収益の負担金とすることが望まれる。

[中央卸売市場事業]

1 中央卸売市場事業の概要

(1) 金沢市中央卸売市場の役割と金沢市中央卸売市場事業の目的

生鮮食料品は、鮮度が低下しやすく長期にわたる保存が難しく、天候・生産状況によって価格が変動し、安定した価格を得ることが難しいという性質をもっている。

この毎日の生活に欠くことのできない水産物・青果物などの生鮮食料品等を販売し、円滑な流通を確保するために中核的拠点を設け、公正かつ迅速な取引を確保するため、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）では、人口20万人以上の市等の地方公共団体が、農林水産大臣の認可を受けて中央卸売市場を開設することとなっている。

金沢市中央卸売市場はこの農林水産大臣の認可を受けた中央卸売市場であり、北陸地区の中核市場として本市場が果たすべき主な役割は次のとおりである。

ア 集荷：国内外から大量、多品種な生鮮食料品等を集め、品揃えをすること

イ 価格形成：せり売り及び相対取引により公正な価格が形成されること

ウ 分荷：多数の小売業者等が買いやすい大きさ、量に小分けして売り渡すこと

エ 取引の決済：販売代金の徴収や出荷者への支払いを速やかに確実に行うこと

そのため、金沢市中央卸売市場事業の目的は、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り市民等の生活の安定に資するよう、市場施設を衛生的かつ効率的に管理し、適正な市場運営を行うことにある。

(2) 沿革

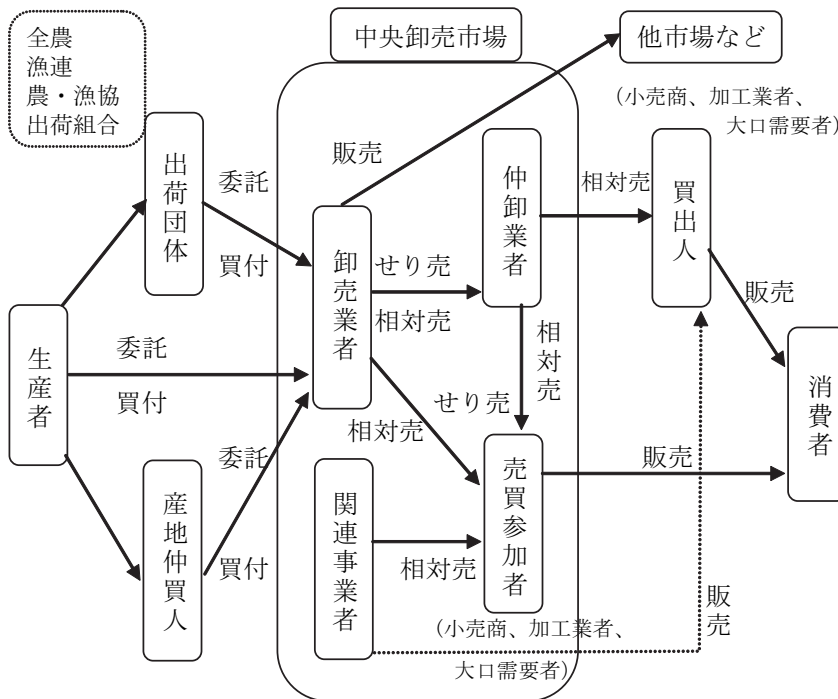
かつて市街中心部の武蔵が辻に藩政時代から続く卸売市場が存在したが、近代的都市に不可欠な中央卸売市場として、公衆衛生の充実や交通混雑の緩和、都市計画整備の推進などの必要から駅西新都心である現在地（西念4丁目7番1号）に移転・開設している。

中央卸売市場の主な沿革は、次表のとおりである。

昭和38年10月	中央卸売市場建設・起工
41年4月	中央卸売市場（庶務、業務の2課）を設置
7月	中央卸売市場完成、開場 (卸売人2社 丸果石川中央青果(株)、石川中央魚市(株)、 仲買人 水産29社、青果32社、売買参加者731人、附属営業人52人)
42年4月	金沢市中央卸売市場事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第2号）施行
46年12月	金沢市中央卸売市場業務条例（平成12年条例第14号）施行
54年5月	ウロコ水産(株)に卸売業者として農林水産大臣許可書交付（水産物部卸売業者2社となる）
11月	卸売場増築工事(第二卸売場)及び立体駐車場完成
57年3月	青果低温貯蔵庫・可動式保冷库完成
60年3月	青果第三卸売場改築及び屋上駐車場建設工事完成
61年10月	淡水活魚卸売場完成
62年3月	クリーンセンター完成
平成2年3月	第二卸売場増設工事完成
12年3月	金沢水産衛生センター完成
4月	情報ネットワークシステム（市場内LAN）の運用開始

(3) 中央卸売市場のしくみ

平成16年度の法改正により規制緩和の措置がとられ、本市場における流通経路は次表のとおりとなっている。



市場関係者とその役割

ア 開設者（市長）

本市場の取引業務及び施設使用の適正かつ健全な運営を図るため、開設者である本市が担う業務は、金沢市中央卸売市場業務条例（以下「業務条例」という。）に定められており、その主な内容は以下のとおりとなっている。

- (ア) 建物の建設・整備や施設の維持管理を行うこと
- (イ) 卸売業者に施設の使用を許可し、仲卸業者、関連事業者に営業の許可と施設の使用を許可すること
- (ウ) 卸売業者、仲卸業者、売買参加者等が正しい取引を行うよう指導監督すること
- (エ) 入荷量や卸売の価格などの情報を市民へ提供すること
- (オ) 金沢市中央卸売市場取引業務運営協議会及び市場取引委員会を運営すること

（参考） 金沢市中央卸売市場取引業務運営協議会；

市場の健全な運営を図るため、法に基づき設置されるもので開場日の決定など市場業務の運営に関する重要な事項を調査審議

金沢市中央卸売市場取引委員会；

取扱品目の部類ごとに市場取引委員会を設置し、市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議

イ 卸売業者

卸売業者は地域で消費される多種多様な生鮮食料品を集め品揃えをする集荷の役割を担っており、そのため全国各地の出荷者から販売委託又は買い付けの方法により集荷するとともに、集荷した生鮮食料品をせり売、入札又は相対取引により仲卸業者や売買参加者に販売している。

なお、卸売業者が本市場の仲卸業者と売買参加者等へ販売している金額比率の状況は、平成19年度実績によると、青果部では95.4%対4.6%と、ほとんどを仲卸業者に販売しており、一方、水産物部では仲卸業者へ57.4%、売買参加者へ27.4%、他市場への販売が15.2%となっている。

（参考） せり売り；せり人が卸売場で公開の方法により仲卸業者及び売買参加者に競争させ、最高価格の申込者に対して販売する方法をいう。

相対取引；卸売業者が仲卸業者又は売買参加者と交渉の上、販売する方法をいう。

ウ 仲卸業者

仲卸業者は、せり売り、入札又は相対取引に参加して卸売業者から買い受けた生鮮食料品を、細かい単位に分け、市場内店舗で小売業者等の買出人へ販売している。

このように、せり売りや相対取引に参加するとともに買出人等へ販売することをとおして価格形成に重要な役割を果たすとともに、小売業者等が買いやすい大きさ、量に小分けして売り渡す分荷という役割も果たしている。

エ 売買参加者

売買参加者とは、小売商、加工業者、大口需要者のうち、開設者の承認を受けて、卸売業者の行うせり売り、入札又は相対取引に仲卸業者と同じ立場で参加できる資格を持っている者であり、価格形成に一定の役割を果たしている。

オ 関連事業者

関連事業者とは、卸売業者、仲卸業者以外に市場機能の充実に資する事業者として開設者の許可を受け市場内に店舗を設け業務を営む業者であり、市場を利用する人々の利便を図る役割を果たしている。

カ（社）金沢市中央市場運営協会

市場内の各事業者及び開設者を構成員とし、相互に緊密な関係と協調により市場秩序の維持を図るため、下記(ア)～(ク)の活動を行うなど市場の適切な運営に重要な役割を担っている。

- (ア) 市場の清掃、防疫、その他環境衛生に関する活動
- (イ) 市場の防犯及び防火に関する活動
- (ウ) 市場の交通秩序の維持に関する活動
- (エ) 市場内の広報活動に関する活動
- (オ) 市場内の福利厚生、親ばくに関する活動
- (カ) 市場運営合理化のための調査研究活動

- (キ) 市場開設者より委託を受けた事業活動
 (ク) その他協会の目的達成に必要な事業活動

市場関係業者数の推移

本市場における関係業者数の推移は次表のとおりとなっている。

区 分		単位	17年度	18年度	19年度
青 果 部	卸 売 業 者	社	1	1	1
	仲 卸 業 者	社	23	23	21
	売 買 参 加 者	人	278	267	256
水 産 物 部	卸 売 業 者	社	2	2	2
	仲 卸 業 者	社	22	22	21
	売 買 参 加 者	人	199	193	182
関連事業者		人	43	47	47

(注) 業者数は各年度末の数

平成19年度の市場関係業者数を18年度と比べると、青果部では仲卸業者が2社減少し、売買参加者が11人減少しており、水産物部においても、仲卸業者が1社、売買参加者が11人それぞれ減少しており、仲卸業者、売買参加者とも減少傾向が続いている。

(4) 取扱高の推移

本市場における近年の取扱量及び取扱金額の推移は次表のとおりであり、青果、水産物とも取扱量、取扱金額は減少傾向となっている。

(単位：t、百万円)

区 分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
青 果 部	取 扱 量	96,610	94,525	97,485	91,336	91,022
	取 扱 金 額	22,433	22,667	21,364	21,549	21,128
水 産 物 部	取 扱 量	84,986	78,388	72,203	67,672	64,801
	取 扱 金 額	61,387	57,991	54,952	54,045	51,812

(5) 中央卸売市場事業が抱える課題

本市場は、昭和41年に開設して以来、石川県内のみならず近隣他県へ食料の安定供給を行う北陸の中核市場として重要な役割を担ってきた。

しかしながら、全国の中央卸売市場と同様、景気の低迷や少子化による消費の減退、食の多様化による生鮮食料品離れ、大手量販店等による市場外流通の増大などにより、青果物、水産物とも市場取扱量の減少傾向が続いている。

こうした状況の下、卸売市場が生産・消費両サイドの期待に応えられる「安全・安心」で「効率的」な流通システムへの転換が求められている。

本市場にあっては、これに加えて、基幹施設である卸売場、仲卸売場、買荷保管所が築後40年余を経過し、老朽化が進み、衛生面や耐震性にも問題を抱えている。

これらの課題に取り組むため、中央卸売市場事業においては、市場の活性化、市場内業者の経営基盤強化、衛生管理体制の強化、環境保全への積極的な関与、市場の再整備、市場経営の効率化の6つの基本方針のもと財政収支計画を織り込みながら平成18年度から22年度までの5カ年を計画期間とする中期経営計画を策定し事業運営を行っている。

なお、平成16年の法改正による商物一致規制や卸売業者等の事業活動に関する規制の緩和に伴う事業運営への影響とその対応も課題となっている。

(参考) 商物一致規制の緩和；

電子情報通信技術を活用する取引方法により、開設者の承認を受けて卸売を行うときは、市場内に現物を搬入せずに卸売を行うことができることとする緩和（市場外取引の一部自由化）

卸売業者等の事業活動に関する規制の緩和；

卸売業者等の事業活動の自由度を向上させるため、卸売業者等が買付集荷、市場外での販売、機能・サービスに見合った委託手数料の徴収を行うことを可能とする緩和（委託手数料の自由化）

- ・本市場の取扱高に対する委託手数料率(現行料率)の状況
 - 取扱金額に対し 野菜 8.5% (ただし県内産は8.0%)
 - ” 果実 7.0%
 - ” 水産物 5.5%
- ・本市場の取扱高における委託、買付の構成比の状況

(単位：t、%、百万円)

区 分		取 扱 高 (19年度)			
		数 量	構 成 比	金 額	構 成 比
青 果 部	委 託	62,691	68.9	15,281	72.3
	買 付	28,331	31.1	5,847	27.7
	計	91,022	100.0	21,128	100.0
水 産 物 部	委 託	8,576	13.2	5,308	10.2
	買 付	56,225	86.8	46,504	89.8
	計	64,801	100.0	51,812	100.0

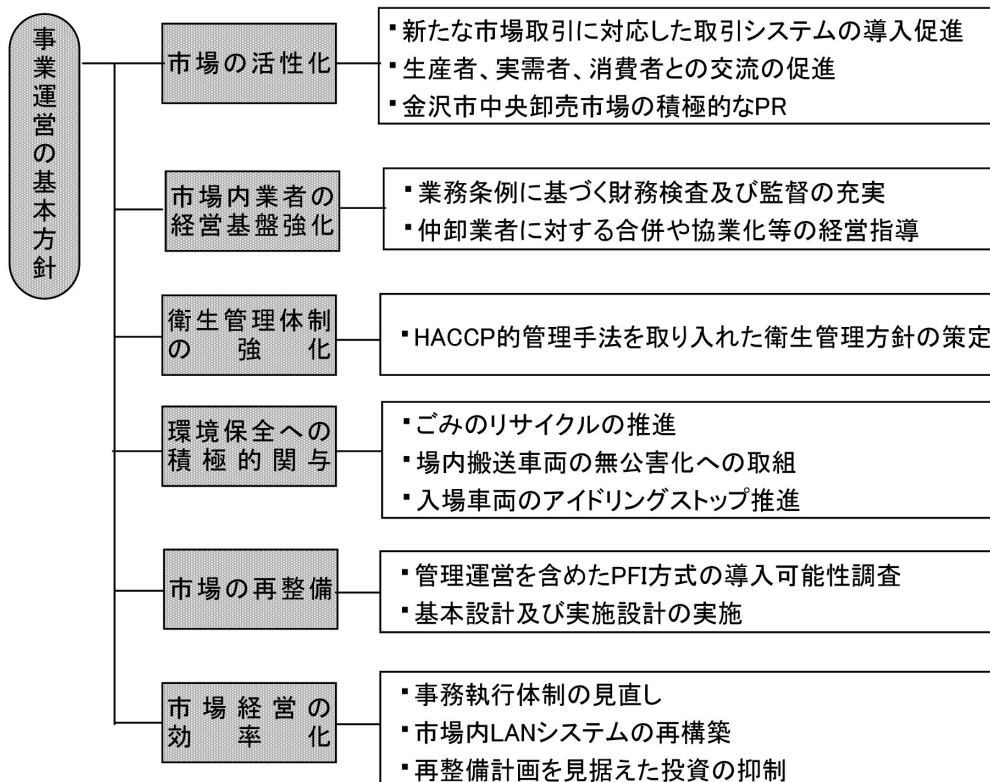
2 中期経営計画の推進状況

(1) 中期経営計画の概要

中央卸売市場事業の中期経営計画は、国の集中改革プランの一環に位置づけるとともに、第8次中央卸売市場整備計画との整合性も図りながら、平成18年度を初年度とし22年度までの5カ年計画として、18年3月に策定されている。

この計画は、事業経営の健全性を確保しつつ、本市場が食の多様化による生鮮食料品離れや大手量販店等による市場外流通の増大、さらには予想される市場間競争の激化などの諸課題に対処するものであり、基本方針と重要施策の体系図は次図のとおりである。

【基本方針】 (重要施策)



ただ、計画の推進や進行管理の体制として、関係業者等を含めた特別な組織が設けられていない。

(2) 中期経営計画の推進状況

中期経営計画の6つの基本方針毎に重要施策の推進状況をみると、次のとおりである。

市場の活性化

ア 新たな市場取引に対応した取引システムの導入促進

卸、仲卸業者に電子商取引やトレーサビリティなど新たな市場取引の導入を促進するための環境整備として、市場内LANを効率的なものに再構築するソフトウェア改良に平成19年度から取り組んでおり、本年度には完成する運びとなっている。

こうした状況から、卸、仲卸業者における取組は、今のところなされておらず、販売業務(せり)の現場入力システムや在荷管理システム、EC(ネット取引)システムなどの新たな取引システムの導入については、今後の課題となっている。

(参考) 現場入力システム ; せり等の販売する時点で分荷、売渡結果を電子入力していくシステム

在荷管理システム ; 入出荷時、在庫時、販売時等荷を移動することにICタグを利用して商品名や時間、場所さらには温度状態等を電子化し、場内物流の合理化やトレーサビリティに使用するシステム

EC(ネット取引)システム ; 規格化の進んだ商品については、市場に搬入せず直接産地で販売し、物流コストや時間を圧縮するシステム

イ 生産者、実需者等の交流促進と本市場のPR

本市場が扱う生鮮食料品の品質の良さや品揃えの多さを実需者や消費者にアピールするため、市場関係団体や消費者団体における料理講習会の開催を支援するとともに、メディアを利用しながら市場と生鮮食料品のPRに取り組んでいる。

ウ その他市場の活性化に向けた取組

計画には盛り込まれていなかったが、本年度から、市場関係事業経営者による「中央卸売市場機能・流通システム研究会」を設置するほか、同後継者を対象に「金沢中央市場錬成塾」を開設するなど本市場の活性化に向けた取組を進めている。

市場内業者の経営基盤強化

市場内業者の経営悪化が市場の信用力を低下させる一因ともなるところから、市場内業者の経営基盤を強化するため、取扱高の減少で厳しい経営環境にある仲卸業者に対し、業務条例に基づく財務検査、監督を行うとともに、中小企業診断士による財務診断や改善指導を積極的に実施している。

衛生管理体制の強化

食品の品質や安全・安心に対する関心が高まっていることから、ソフト面での衛生管理を充実するため、施設の再整備に向けて基幹施設の衛生管理に関する基本的な考え方や具体的な危害想定を織り込んだHACCP的管理手法を取り入れた衛生管理方針の策定を平成18年度に行う計画であったが、今のところ施設の再整備の具体化が保留となっていることから策定されていない状況にある。

また、農林水産省から指導があった卸売業者が主体となる「品質管理マニュアル」の策定についても緒に就いたばかりである。

このような状況の下、食品の安全性確保及び食品衛生意識の向上を目的に保健所による「食品検査・相談室」が20年6月に設置され、毎週火曜日(夏期は週2回)に食品の衛生検査に関する相談等が行われている。

環境保全への積極的関与

環境に優しい取組が企業や産業の社会的存続に直結するテーマとなっていることから、計画では市場内に発生するゴミの細分別を徹底しごみのリサイクルを推進することとしている。

このような市場に関係するごみのリサイクル等の推進については、計画策定以前から実施していた発泡スチロールや魚あらの処理を継続しているところであり、野菜くずや果物くずなど生ゴミの有効利用については取組が進んでいない状況にある。

また、計画では場内搬送車両を更新時に電動車か天然ガス車への切り替えを促進することとしていたが、今のところ実施をみるまでには至っていない。

しかし、計画には盛り込まれていなかったが、平成20年度に二酸化炭素負荷の軽減と経費の節減を目的として、卸売場の照明設備を白熱灯から蛍光灯に取り替え、市場の年間使用電力量を従来の4分の1程度に低減し二酸化炭素排出量も年間で117万7kg削減する成果をあげており、環境大臣表彰を受賞しているところである。

市場の再整備

計画に盛り込まれていた市場施設の再整備への取組については、低迷する取扱量及び取扱金額の動向や委託手数料の弾力化による卸売業者の経営に与える影響など市場を取り巻く環境の変化のほか、他の中央卸売市場再整備の状況を見極める必要があり、今のところ、市場関係事業者が参加する「設備投資検討部会」を設立し他市場の整備状況の調査研究を行い、再整備の具現化は着工時期を含め慎重に対応していくこととしている。

なお、計画には盛り込まれていないが、市場の附属施設である水産衛生センター施設設備についても建設後8年を経過し、老朽化が進み毎年改修費が高んでいるので、目下、施設の改修を含め魚あら処理事業のあり方について、プロジェクトチームを立ち上げ検討している。

市場経営の効率化

市場事業の大きな課題である施設の再整備に備え、事業経営にあっては、一層のスリム化や民間活力の導入など効率化を進めることとし、次のとおり取り組んでいる。

ア 事務執行体制の見直し

事務執行体制をより一層スリム化するため職員定数の削減に努めており、その状況は次表のとおりである。

区 分	18年度	19年度	20年度
職員定数(人)	17	16	16

なお、市場の売上高に対する市場事業の職員給与費の状況を、本市と同じ地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。)適用の他市場と比べると、次表のとおり本市は比較的低い水準にあり効率的に事業を行っているものと認められる。

売り上げに対する比率(18年度地方公営企業年鑑より)

(単位：%)

徳島市	宇都宮市	金沢市	岐阜市	岡山市	大阪市	甲府市	船橋市
0.21	0.23	0.24	0.27	0.33	0.41	0.46	0.63

イ 市場内LANシステムの再構築

取引情報をITを用いて効率的に収集整理する市場内LANシステムの更新に際して、ハード機器の有り様等システム全体を見直し(平成19年度着手、20年10月移行)、ランニングコストを従前よりも年間2千万円余削減している。

ウ 再整備計画を見据えた投資の抑制

市場施設の大規模な再整備が必要となっていることから、既存施設の改良投資をできるだけ抑制することとしている。

また、その大規模再整備には慎重を期すこととしたため、本年度、既存施設の延命化、有効活用を図る「建物及び付帯設備整備計画」を策定している。

(3) 中期財政収支計画の状況

取扱量等の状況

中期財政収支計画の前提条件となる市場の取扱量等の状況は、次表のとおりであり、今のところ実績が計画を下回っている。

(単位：t)

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
青果取扱量	計画 (A)	96,400	95,770	95,200	95,500	96,500
	実績 (B)	91,336	91,022	89,500		
	差引 (B)-(A)	5,064	4,478	5,700		
水産取扱量	計画 (A)	72,900	71,400	70,000	69,700	70,200
	実績 (B)	67,672	64,801	65,900		
	差引 (B)-(A)	5,228	6,599	4,100		

(注) 20年度実績欄記載の数値は予算である

(参考) 売上割高使用料より算出した取扱金額

(単位：百万円)

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
取 扱 金 額	計画 (A)	76,667	75,333	74,333	74,000	74,667
	実績 (B)	75,594	72,940	73,395		
	差引 (B)-(A)	1,073	2,393	938		

(注) 20年度実績欄記載の数値は予算である

収益的収支の状況

中期財政収支計画の収益的収支の状況は、次表のとおりであり、収入では市場取扱高の減少や一般会計繰入金の見直し削減もあり実績が計画を下回ったものの、支出では経費の節減に努めた結果、経常損益は黒字となっている。

(単位：百万円)

区 分		18年度		19年度		20年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	予算
収 益 的 収 入	1 売上高割使用料	230	227	226	219	223	220
	2 売場使用料	305	294	307	292	307	292
	3 他会計補助金	416	418	418	386	435	358
	(うち基準内繰出)	276	204	276	194	293	174
	(うち基準外繰出)	140	214	142	192	142	184
	4 その他収入	58	58	56	60	56	55
	収 入 計 (A)	1,009	997	1,007	957	1,021	925
収 支 的 支 出	1 人件費	172	178	165	174	165	168
	2 維持管理費	400	390	392	366	456	360
	3 減価償却費	299	298	297	292	295	291
	4 企業債利息	96	96	86	86	77	78
	支 出 計 (B)	967	962	940	918	993	897
経常損益 (A)-(B) (C)		42	35	67	39	28	28
当年度純利益 (又は純損失)		42	35	67	39	28	28
繰越利益剰余金又は累積欠損金		40	41	107	78	135	102

資本的収支の状況

中期財政収支計画の資本的収支の状況は、次表のとおりである。

(単位：百万円)

区 分		18年度		19年度		20年度		
		計画	実績	計画	実績	計画	予算	
資本的 収 入	1 企業債	-	-	-	43	-	98	
	2 国庫補助金等	-	-	-	-	-	-	
	3 他会計補助金	102	102	91	91	79	79	
	(うち基準内繰出)	102	102	91	91	79	79	
	(うち基準外繰出)	-	-	-	-	-	-	
	収 入 計 (A)	102	102	91	134	79	177	
	資本的 支 出	1 建設改良費	9	19	50	55	100	108
		2 企業債償還金	290	290	271	271	249	249
		3 他会計借入金償還金	250	250	150	300	150	185
		支 出 計 (B)	549	559	471	626	499	542
資本的収支差額 (A)-(B) (C)		447	457	380	492	420	365	
補てん財源 (D)		447	457	380	492	420	365	
補てん財源残高		836	840	822	641	698	567	

企業債残高及び財政指標等の状況

中期財政収支計画の企業債残高の状況は次表のとおり推移している。

(単位：百万円)

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
企業債残高	計画 (A)	3,376	3,105	2,856	2,598	2,347
	実績 (B)	3,376	3,148	2,997		
	差引 (B)-(A)	-	43	141		

(注) 20年度実績欄記載の数値は予算である

中期財政収支計画の財政指標等の状況は、次表のとおり推移している。

(単位：%、百t、百万円)

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
経常収支比率	計画	104.3	107.1	102.8	104.0	108.2	
	実績	103.6	104.2	103.1			
繰入金比率	収益	計画	41.3	41.5	42.6	42.1	41.3
		実績	41.9	40.3	38.7		
	資本	計画	100.0	100.0	100.0	33.0	32.4
		実績	100.0	67.9	44.6		
職員一人当たり 取扱量	青果	計画	57	60	60	60	60
		実績	54	57	56		
	水産	計画	43	45	44	44	44
		実績	40	41	41		
職員一人当たり 取扱金額	青果	計画	1,321	1,329	1,321	1,325	1,339
		実績	1,268	1,321	1,313		
	水産	計画	3,415	3,383	3,316	3,302	3,335
		実績	3,179	3,238	3,275		

(注) 20年度実績欄記載の数値は予算である

3 経営収入(市場使用料)

(1) 市場使用料の体系

市場使用料の体系は、農林水産省指導の市場使用料の算定式に基づいており、卸売業者が売上高に応じて負担する売上高割使用料と、市場内の業者が使用状況に応じて負担する施設使用料の二本立てとなっている。その売上高割使用料と施設使用料の設定方法や水準等について、他市場（近隣の市場）と比較すると次のとおりとなっている。

【農林水産省指導 市場使用料算定式の概要】

A 市場使用料によってまかなうべき経費

市場使用料によってまかなうべき経費の算定は次のア～オの合計額である。

- ア 償却費 ; {取得価額 - (補助金 + 残存価格)} × 償却率
- イ 修繕費 ; 一定期間において修繕に要する費用を基準として算定した額とする。
- ウ 管理事務費; 管理人件費 + 管理物件費
- エ 損害保険料; 全国市有物件災害共済会の建物総合災害共済
- オ 地代 { 所有地; 取得価額 × 係数
借地; 借地権の取得に要した費用等 + 借地料

B 市場使用料の負担者及びその合理的な基準

ア 負担者

市場の特定施設を専属的に使用する卸売業者、仲卸業者、附属営業人等とする。

イ 負担者別負担額の算定

負担者が専属的に使用する施設に係る経費（以下「直接経費」という。）及び負担者が専属的に使用しない施設に係る経費（以下「共通経費」という。）の一定額の合計とし、その算定は次による。

- i 卸売業者の負担額
卸売業者の直接経費 + 共通経費 × 係数
 - ii 仲卸業者の負担額
仲卸業者の直接経費 + 共通経費 × 係数
 - iii 附属営業人等の負担額
附属営業人等の直接経費 + 共通経費 × 係数
- } 係数の合計は1とする。

C 市場使用料の徴収方式及びその額の算定方法

徴収方式は、卸売業者についてはBの負担額を売上高割と面積割の併用により、仲卸業者、附属営業人等についてはBの負担額を面積割により徴収することとし、その算定は次による。

ア 卸売業者

- i 売上高割使用料の額
売上高割使用料の額 = 卸売業者の負担額 × 係数
- ii 面積割使用料の額
面積割使用料の額 = 卸売業者の負担額 - 売上高割使用料の額

イ 仲卸業者

仲卸業者の負担額を面積割使用料として徴収

ウ 附属営業人等

附属営業人等の負担額を面積割使用料として徴収

売上高割使用料

売上高割使用料の料率

本市の売上高割使用料の料率は次のとおりであり、他市場と比較するとやや高い水準にある。また、開設時の減額を除いて、いずれも開設以来、料率変更が行われていない。

(平成20年11月末現在)

種 別	料 率	設定又は 改定年度
卸売業者 売上高割使用料	当該月の卸売金額の1,000分の3に 相当する額	S41
仲卸業者 売上高割使用料	場外買付物品の販売金額の1,000分 の3に相当する額	S41

(参考) 他市場の売上高割使用料の料率；

近隣他都市中央卸売市場の売上高割使用料料率は次のとおりであり、いずれも算定は、卸売業者売上高割使用料は当該月の卸売金額に対する率、仲卸業者売上高割使用料は場外買付物品の販売金額に対する率であり、本市と同じである。

(平成20年9月末現在)

種 別	新 潟 市	富 山 市	福 井 市
	料 率	料 率	料 率
卸売業者 売上高割使用料	1,000分の1.5	1,000分の3	1,000分の2.5
仲卸業者 売上高割使用料	1,000分の1.5	1,000分の3	1,000分の2.5

種 別	岐 阜 市	名 古 屋 市	大 阪 市
	料 率	料 率	料 率
卸売業者 売上高割使用料	1,000分の3	1,000分の2.5	青果部 1,000分の2.5 (ただし、冷凍食品は1,000分の1.5) 水産物部 1,000分の2.5 (ただし、魚肉入加工品及び冷凍食品は1,000分の1.5) 加工食品部 1,000分の2 (ただし、魚肉入加工品及び冷凍食品は1,000分の1.5、鶏卵は1,000分の1)
仲卸業者 売上高割使用料	1,000分の3	1,000分の2.5	青果部 1,000分の2.5 (ただし、冷凍食品は1,000分の1.5) 水産物部 1,000分の2.5 (ただし、魚肉入加工品及び冷凍食品は1,000分の1.5) 加工食品部 1,000分の2 (ただし、魚肉入加工品及び冷凍食品は1,000分の1.5、鶏卵は1,000分の1)

なお、仲卸業者売上高割使用料は、場外買付物品の販売に関して卸売業者に準ずる使用料率を定めているが、実際には仲卸業者は卸売業者からのみ物品を買い付けており場外買付物品を販売した実績がないため、結果として仲卸業者売上高割使用料を徴してはいない。

施設使用料

ア 卸売業者、仲卸業者売場使用料

本市の卸売業者、仲卸業者の現行売場使用料は次のとおりであり、施設増設のつど追加されているが、既存施設を含め定期的に一斉に見直しされることはなく長期にわたって据え置かれている。このため、他市場と比較すると細分化されている。

(平成20年11月末現在)

種別	金額 (月額)	設定年度	改定年度
卸売業者 売場使用料	卸売場面積 1㎡につき		
	本館卸売場 A 区画	115 円 50 銭	S 41 S 57
	本館卸売場 B 区画	336 円	S 62 H 2
	第 2 卸売場 A 区画	199 円 50 銭	S 54 S 61
	第 2 卸売場 B 区画	357 円	H 2 H 5
	青果第 3 卸売場	420 円	S 60 S 63
	活魚卸売場(淡水)	262 円 50 銭	S 61 -
活魚卸売場(海水)	735 円	H 9 H 12	
仲卸業者 売場使用料	仲卸売場面積 1㎡につき		
	1 階 A 区画(青果部)	577 円 50 銭	S 41 S 57
	1 階 A 区画(水産物部)	735 円	S 41 H 15
	1 階 B 区画	1,134 円	S 62 H 2
	2 階 A 区画(青果部)	336 円	S 49 S 57
	2 階 A 区画(水産物部)	420 円	S 49 H 15
2 階 B 区画	1,018 円 50 銭	S 62 H 2	

(参考) 近隣他都市の中央卸売市場の売場使用料は次のとおりである。

(平成20年9月末現在)

種別	新潟市	富山市	福井市
卸売業者 売場使用料	卸売場面積 1㎡につき 447円	卸売場面積 1㎡につき	卸売場面積 1㎡につき 110円
		甲 90円	
		乙 60円	
仲卸業者 売場使用料	仲卸売場面積 1㎡につき 1,002円	仲卸売場面積 1㎡につき	仲卸売場面積 1㎡につき 782円
		甲 750円	
		乙 1,200円	

種別	岐阜市	名古屋市	大阪市
卸売業者 売場使用料	卸売場面積 1㎡につき 158円	卸売場面積 1㎡につき	卸売場面積 1㎡につき 987円
		甲種 335円 乙種 179円	
仲卸業者 売場使用料	仲卸売場面積 1㎡につき 1,397円	仲卸売場面積 1㎡につき	仲卸売場面積 1㎡につき 2,488円
		甲種 1,449円 乙種 893円	

イ 関連業者市場、事務所、専用駐車場、空地等使用料

関連業者市場等の現行使用料は次のとおりであり、施設増設のつど追加されているが、既存施設を含め定期的に一斉に見直しされることはなく長期にわたって据え置かれている。このため、他市場と比較すると細分化されている。

(平成20年11月末現在)

種別	金額 (月額)	設定年度	改定年度
関連業者市場使用料	関連事業売場面積 1㎡につき		
	関連事業者売場 A 棟 1 階	1,365 円	S 57 H 2
	関連事業者売場 A 棟 2 階	682 円 50 銭	S 57 H 19
	(2 階のみ利用可能な構造である場合	1,155 円)	S 57 H 20
	関連事業者売場 B 棟 1 階	1,365 円	S 57 H 2
	関連事業者売場 B 棟 2 階	682 円 50 銭	S 57 H 19
	(2 階のみ利用可能な構造である場合	1,155 円)	S 57 S 62
	関連事業者売場 C 棟 1 階	1,575 円	S 61 H 4
	関連事業者売場 C 棟 2 階	787 円 50 銭	S 61 H 19
金融機関店舗	1,365 円	S 41 H 8	
事務所使用料	事務所の面積 1㎡につき		
	本館卸売場事務所 A 区画	420 円	S 41 S 57
	本館卸売場事務所 B 区画	924 円	S 62 H 2
	第 2 卸売場事務所 A 区画	630 円	S 54 S 54
	第 2 卸売場事務所 B 区画	934 円 50 銭	H 2 H 5
	青果仲卸業者等事務所	1,018 円 50 銭	H 6 H 9
水産小売組合事務所	1,260 円	H 9 H 12	
専用駐車場使用料	第 2 卸売場立体駐車場面積 1㎡につき		
	A 区画	168 円	S 54 S 59
	B 区画	252 円	H 2 H 5
	青果第 3 卸売場屋上駐車場面積 1㎡につき	157 円 50 銭	S 60 H 7
空地使用料	空地面積 1㎡につき	210 円	S 41 H 5

(参考) 近隣他都市中央卸売市場の関連業者市場使用料等は次のとおりである。

(平成20年9月末現在)

種別	新潟市	富山市	福井市
関連業者市場使用料	関連事業売場面積 1㎡につき 1,002円	関連事業売場面積 1㎡につき 甲 1,300円 乙 900円 丙 1,450円	関連事業売場面積 1㎡につき 金融機関 月額 798円 その他 月額 1,102円
事務所使用料	事務所の面積 1㎡につき (1) 中央棟部分 942円 (2) (1)以外の部分 761円	事務所の面積 1㎡につき 甲 570円 乙 720円 丙 760円 丁 800円	事務所の面積 1㎡につき 月額834円
専用駐車場使用料	駐車場 1 区画につき 3,000円		
空地使用料	用地 1㎡につき月額 200円	空地面積 1㎡につき 50円	空地面積 1㎡につき 36円

(平成20年9月末現在)

種 別	岐 阜 市	名 古 屋 市	大 阪 市
関連業者 市場使用料	関連事業売場面積 1㎡につき 第1種 甲 788円 乙 683円 第2種 甲 1,533円 乙 1,019円 丙 683円	関連事業売場面積 1㎡につき A 甲種 1,449円 乙種 893円 B 販売金額の1,000分の2.5 (販売品目が食鳥卵である場 合は、1,000分の1.6) 335円	関連事業売場面積 1㎡につき (1)営業所 業務管理棟内の営業所3,706円 上記以外の営業所 2,950円 (2)事務所 業務管理棟内の事務所3,706円 上記以外の事務所 2,488円
事務所 使用料	事務所の面積 1㎡につき 甲 599円 乙 935円 丙 798円 丁 599円	事務所の面積 1㎡につき 甲種 1,658円 乙種 745円 本場中央管理棟 1,737円	
専用 駐車場使用料	駐車場 1台につき 甲 6,300円 乙 4,200円 丙 2,100円 丁 4,200円	駐車場面積 1㎡につき 440円	屋根のあるもの 1㎡につき 1,260円 屋根のないもの 1㎡につき 903円
空地使用料		土地使用料 甲種 1㎡につき 335円 乙種 1㎡につき 242円	空地 1㎡につき 378円

本市の使用料水準

ア 売上高からみた水準

市場の売上高に対する使用料収入の状況を他市場（公企法適用）と比べると、次表のとおり本市は比較的低い水準にある。

< 売上高に対する比率（18年度地方公営企業年鑑より） >

(単位：%)

大阪市	船橋市	宇都宮市	岡山市	甲府市	岐阜市	金沢市	徳島市
1.3	1.3	0.9	0.9	0.8	0.7	0.7	0.5

イ 経費からみた水準

同じく、経常費用に対する使用料収入の割合を他市場(公企法適用)と比べると、次表のとおり本市は比較的低い水準にある。

< 経常費用に対する比率（18年度地方公営企業年鑑より） >

(単位：%)

宇都宮市	岡山市	岐阜市	甲府市	徳島市	金沢市	船橋市	大阪市
89.5	66.7	66.3	61.8	58.5	54.8	53.9	52.6

4 経営支出(補助金等)

市場利用者等に対する金沢市からの補助金は次のとおりである。

(数値は平成19年度決算)

区 分	19年度 千円	交付先	補助事業の内容・効果等
1 金沢市中央市場運営協会補助金	68,115	(社)金沢市中央市場運営協会	衛生対策事業、管理開発事業に対する補助 (衛生対策事業は金沢中央市場クリーンサービス(株)に委託) P R 事業費(2,930千円)消費の拡大及び市場の活性化を図る。番組制作、新聞広告など
2 金沢水産衛生センター公害防除対策費	40,659		金沢水産衛生センターの健全な運営を図るため、公害防除設備(脱臭・排水設備)にかかる費用に対し補助
3 関連事業者活性化事業補助	1,200	金沢中央市場通り商店会	市場周辺の関連事業者が中心となり「中央市場通り商店街」ならではの特色をいかした商店街づくりに支援する
4 青果卸売協同組合・低温貯蔵施設補助	990	金沢中央市場青果卸売協同組合	低温貯蔵施設、リース料に対する補助
5 その他負担金等	1,787		O A 化推進事業負担金(金沢市)、会費等
計	112,751		

上記の補助のうち、(社)金沢市中央市場運営協会に対する主な対象事業とその補助率は次のとおりである。

(数値は平成19年度決算)

区 分 対象事業	対象事業 総費用 千円	市からの 補助金 千円	補助率 の基準 率
場 内 清 掃	17,529	12,186	2/3
一 般 ご み 搬 出	58,053	38,702	2/3
不 燃 ご み 搬 出	17,402	11,602	2/3
そ 族 防 除	1,241	621	1/2
管 理 開 発 事 業 費	4,149	2,074	1/2
市 場 P R 事 業	5,860	2,930	1/2
水産衛生センター 公害防除対策費	40,659	40,659	1/1
計	144,893	108,774	% 75.1

5 一般会計からの繰入状況

(1) 本市の繰入状況

平成20年度(予算)の一般会計からの繰入総額は、次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分	市場一般分	水産衛生センター	計
収益勘定	155,260	202,627	357,887
資本勘定	79,430		79,430
計	234,690	202,627	437,317

中央卸売市場に対する一般会計からの繰出しの基本は、公企法に定められており、その運用基準が総務省から次のとおり示されている。

【総務省の繰出基準】

A 市場における業者の指導監督等に要する経費

a 趣旨

卸売市場内の取引の公正を期するため、業者の指導監督に要する経費等の一部について繰り出すための経費である。

b 繰出しの基準

現場取引、卸売人の業務及び経理等に対する指導監督、その他流通改善対策等に要する経費として当該年度における営業費用の30%とする。

農林水産省使用料算定の考え方

営業費のほか支払利息等経営に要する費用はすべて使用料でまかなわれる。

B 市場の建設改良に要する経費

a 趣旨

卸売市場の建設に伴う資本費の増高に対処するため、企業債の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

b 繰出しの基準

市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還額(ただし、利子支払額については、平成4年度以降同意等債に係るものに限る。)の2分の1とする。

ア 市場事業分のみに係る繰入れ

水産衛生センター分を除く繰入状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分	総務省 基 準	独自基準 (注1)	計	繰 入 基 準	
収 益 勘 定	業者の指導監督等に 要する経費	120,789	19,754	140,543	
	減価償却費		19,754	19,754	独自基準：減価償却費の10% (注2)
	その他	120,789		120,789	総務省基準：減価償却費を除く経費の30%
	建設改良債の支払利息に 要する経費	14,717		14,717	総務省基準：平成4年度以降借入施設建設 改良債利息の50%
計	135,506	19,754	155,260		
資 本 勘 定	企業債元金償還費	79,430		79,430	総務省基準：市場施設の建設改良に係る企 業債元金償還金の50%
	計	79,430		79,430	
合 計	214,936	19,754	234,690		

(注1) 独自基準(網掛け)とは、金沢市独自のルールに基づき、一般会計から繰り出されている補助金である。

(注2) 減価償却費に対する補助を21年度、0%に減少することとなっている。

イ 水産衛生センターに係る繰入れ

水産衛生センターに係る繰入状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分		総務省 基 準	独自基準	計	繰 入 基 準
収 益 勘 定	業者の指導監督等に 要する経費	24,498	151,112	175,610	
	減価償却費		93,949	93,949	独自基準：減価償却費の100%
	その他	24,498	57,163	81,661	総務省基準：減価償却費を除く経費の30% 独自基準：減価償却費を除く経費の70%
	建設改良債の支払利息に 要する経費	13,508	13,509	27,017	総務省基準：平成4年度以降借入施設建設 改良債利息の50% 独自基準：水産衛生センター建設費充当企 業債利息の50%
計		38,006	164,621	202,627	
合 計		38,006	164,621	202,627	

(2) 繰入金の算定等

繰入れは、おおむね総務省の繰入基準や合理的な基準に則して行われている。

その内訳をみると、総務省基準によるものは、収益勘定では、業者の指導監督等に要する経費を、減価償却費を除く営業費用の30%として、市場事業分が1億2,078万9千円、水産衛生センター分が2,449万8千円であり、建設改良債の支払利息に要する経費として、それぞれ1,471万7千円、1,350万8千円となっている。また、資本勘定には企業債元金償還金に対し7,943万円であり、合計2億5,294万2千円となっている。

一方、総務省の繰入基準以外で本市の独自基準によるものは、減価償却費に対する市場事業分1,975万4千円のほか、水産衛生センターに係る減価償却費や残りの営業費用など1億6,462万1千円であり、合計1億8,437万5千円である。

本市では、市場における業者の指導監督、その他流通改善対策等に要する経費について、営業費用の30%としているが、本来は、現場取引、卸売人の業務及び経理等に対する指導監督、その他流通改善対策等に要する経費を実際に積み上げて算出することが適切であると思われる。

また、市場事業分の減価償却費に対する繰入れは、別途行っている企業債元金償還費に対する繰入れと重複するようにも見受けられ、整合を図ることが望まれる。

なお、企業債元金償還金補助の現行会計制度が抱える課題として、資本勘定において元金償還金に繰入れを続けても、資金収支の改善効果はあるものの資金が増えるだけで収益勘定の収支改善には直接つながらないものとなっている事が挙げられる。将来、大規模な再整備を契機として、このような元金償還に対する補助(繰入金)の経理方法について、総務省の地方公営企業会計制度研究会の報告を参考に建設補助の性格から単に後年度に繰り延べられて交付するものにとらえれば、「みなし償却制度」を適用する取扱いが妥当であると思われる。

6 まとめ (改善意見)

中央卸売市場事業の経営は、取扱高が減少する厳しい環境の下、中期経営計画を策定しこの推進に努めながら事務事業を効率化し経費の節減を図ることで、経営収支の黒字を保っており、評価できるものである。

しかし、中期経営計画で目標とした取扱量の減少に歯止めをかけるまでには至っておらず、また、老朽市場施設の再整備も避けることができないことから、次の事項に留意しながらより一層の経営改善を図られたい。

(1) 中期経営計画の見直し

中期経営計画については、平成18年3月の策定以来、事業経営の根幹に関わる市場施設の再整備への対応をはじめ取扱高の伸び悩みなど事情が大きく変化しているところであり、現状に即応した計画となるよう見直し改定されたい。

なお、見直しに当たっては、市場関係者の意見を聴取し、計画推進のあり方を検討するなど、より実効性のある計画とするよう努められたい。

(2) 使用料など負担の見直し

市場使用料については、定期的に見直しすることなく長期にわたって料率が据え置かれているので、受益者負担の原則を基本に適時適切に見直しすることが望まれる。

なお、見直しに当たっては、経費の節減合理化が前提条件となることでもあり、関係団体への補助金を含め諸経費の縮減合理化に不断に努められたい。

また、一般会計繰入金についても、地方公営企業法等に定める基本原則に則り、適切な執行に努められたい。

●金沢市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した財務事務監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成21年3月23日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	宮	保	喜	一
金沢市監査委員	田	中		仁

第1 監査の概要

1 監査の対象部局及び実施期間

監 査 の 対 象 部 局 等		実 施 期 間
産 業 局	農林部 農業総務課、森林再生課、農業センター 卸売市場 中央卸売市場事務局、公設花き地方卸売市場事務局	平成20年5月8日 、 平成21年3月4日
	市民参画課、防災管理課、広報広聴課、市民課、 市民スポーツ課	
市 民 局	市立病院事務局	
市 立 病 院	美術工芸大学事務局	
美 術 工 芸 大 学	農業委員会事務局	
農 業 委 員 会		

2 監査を執行した監査委員

山形紘一、中島秀雄、宮保喜一、田中 仁

3 監査の範囲

平成20年度における財務に関する事務（ただし、必要と認められた平成19年度以前の事務を含む。）

4 監査の対象項目

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) その他必要と認める項目

5 監査の方法

財務に関する事務が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、監査にあたっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行は、監査した範囲においてはおおむね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善を必要とする事項があったが、いずれも軽微な事項であり関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

平成21年(2009年)3月23日 印刷 発行人
平成21年(2009年)3月23日 発行 発行所
定価 120円 印刷所

石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄